

環境厚生委員会資料

健康福祉部
令和7年3月6日・7日

1. 条例案

〈令和7年2月13日上程分〉

第28号議案	島根県手数料条例の一部を改正する条例[関係分]	・・・	1
第34号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例[関係分]	・・・	3
第42号議案	島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	・・・	4
第43号議案	貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	・・・	7
第44号議案	島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	・・・	9
第45号議案	島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例	・・・	12
第46号議案	島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・	14
第47号議案	島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例	・・・	16

2. 一般事件案

〈令和7年2月13日上程分〉

第54号議案 権利の放棄について(島根県母子父子寡婦福祉資金)	・・・	18
---------------------------------	-----	----

3. 予算案

〈令和7年2月13日上程分〉

第1号議案 令和6年度島根県一般会計補正予算(第9号)[関係分]	・・・	19
----------------------------------	-----	----

第3号議案 令和7年度島根県一般会計予算[関係分]	・・・	29
---------------------------	-----	----

第8号議案 令和7年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所 特別会計予算	・・・	29
---	-----	----

第9号議案 令和7年度島根県国民健康保険特別会計予算	・・・	29
----------------------------	-----	----

第10号議案 令和7年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	・・・	29
---------------------------------	-----	----

〈令和7年3月5日上程分〉

第58号議案 令和6年度島根県一般会計補正予算(第10号)[関係分]	・・・	47
------------------------------------	-----	----

第63号議案 令和6年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所 特別会計補正予算(第3号)	・・・	47
---	-----	----

第64号議案 令和6年度島根県国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	・・・	47
------------------------------------	-----	----

第65号議案 令和6年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第3号)	・・・	47
--	-----	----

4. 報告事項

- | | | |
|-------------------------------------|-----------------|----|
| (1) 第5期島根県地域福祉支援計画(案)について | (地域福祉課)・・・ | 59 |
| (2) 地域医療構想区域対応方針(案)について | (医療政策課)・・・ | 62 |
| (3) 令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定結果の概要について | (健康推進課)・・・ | 64 |
| (4) 国民健康保険料の滞納等の状況について(10月1日現在) | (健康推進課)・・・ | 67 |
| (5) 介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について | (高齢者福祉課)・・・ | 68 |
| (6) 島根県社会的養育推進計画(案)について | (青少年家庭課)・・・ | 69 |
| (7) しまねの架け橋期の教育ガイド(案)について | (子ども・子育て支援課)・・・ | 75 |
| (8) 次期しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)(案)について | (子ども・子育て支援課)・・・ | 78 |
| (9) 食の安全安心確保に係るアクションプラン(第6期)(案)について | (薬事衛生課)・・・ | 86 |

【別冊資料】

- | | |
|-------|---|
| 資料1 | 第5期島根県地域福祉支援計画(案) |
| 資料2 | 地域医療構想区域対応方針(案) |
| 資料3 | 島根県社会的養育推進計画(案) |
| 資料4 | しまねの架け橋期の教育ガイド(案) |
| 資料5-1 | 次期しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)(案)に対するご意見と県の対応・考え方 |
| 資料5-2 | 次期しまねっ子すくすくプラン(県こども計画)(案) |
| 資料6 | 食の安全安心確保に係るアクションプラン(第6期)(案) |
| 資料7 | 令和7年度予算 課別主要事業 |

【第28号議案】

島根県手数料条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

農林水産物等の輸出に必要となる証明書等については、令和2年4月1日に施行された「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）」の規定に基づき、品目に応じて、国、都道府県知事または保健所設置市の長において発行することができることとされている。

国において、令和7年4月1日から当該証明書等の発行手数料の徴収が開始されるのにあわせ、本県においても知事が行うとされている本事務にかかる手数料を徴収することとするため、島根県手数料条例（以下「条例」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

2 条例改正の概要

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係手数料」の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額※1
(1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づく輸出証明書※2の発行を申請する者	870円
(2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定を申請する者	
ア 現地調査を行う場合	20,900円
イ アに掲げる場合以外の場合	10,400円

※1：国の定める手数料と同額

※2：東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制への対応として必要となる放射性物質検査証明書等は除く

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

（国の輸出証明書発行手数料徴収開始日と同日）

【参考】 本県における近年の申請事例

申請区分	産品等	相手国	近年の申請件数		
			R3	R4	R5
(1) 輸出証明書	ふぐ(薬)	シンガポール	31	26	33
	錦鯉(沿)	アメリカ・台湾等	32	37	21
	水産食品(薬)	中国	24	14	4
	水産食品(薬)	ベトナム	20	11	0
	乳製品等(薬)	台湾	0	0	1
	そば粉(ブ)	台湾	2	0	0
	米粉(ブ)	台湾	2	0	0
	ハーブソルト(ブ)	台湾	2	0	0
	コーヒー豆(ブ)	台湾	1	0	0
	酒(ブ)	台湾	3	0	0
合 計			117	88	59
(2) 適合施設認定	ふぐ(薬)	シンガポール	0	3	0
	卵及び卵製品(薬)	香港	2	0	2
合 計			2	3	2

凡例 薬：薬事衛生課、沿：沿岸漁業振興課、ブ：しまねブランド推進課海外展開支援室

【第34号議案】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例等の一部を改正する条例の改正について

1 条例改正の理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）」（以下、「主務省令」）が令和6年5月27日に施行され、「B型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等の肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務」（以下「対象事務」という。）が準法定事務となったため、条例中の県の執行機関が行う事務について、所要の改正を行う必要がある。

2 条例改正の概要

次に掲げる県の執行機関が行う次に掲げる事務を、マイナンバーを利用することができる事務から削除する。

執行機関	独自利用事務
知事	B型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等の肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務

- ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」という。）第9条第2項の規定により、県は、独自に個人番号（マイナンバー）を利用する事務（独自利用事務）を条例で規定することにより、必要な限度で個人番号を利用することができる。
- ・令和6年4月に対象事務を県の独自利用事務に追加する条例改正を行った（個人情報保護委員会への届出が必要であるため未施行）。
- ・しかし、準法定事務を定める主務省令が令和6年5月27日に施行され、対象事務が準法定事務となったため、条例中の重複する規定を削除する必要がある。

3 施行期日

公布の日とする。

【第 42 号議案】

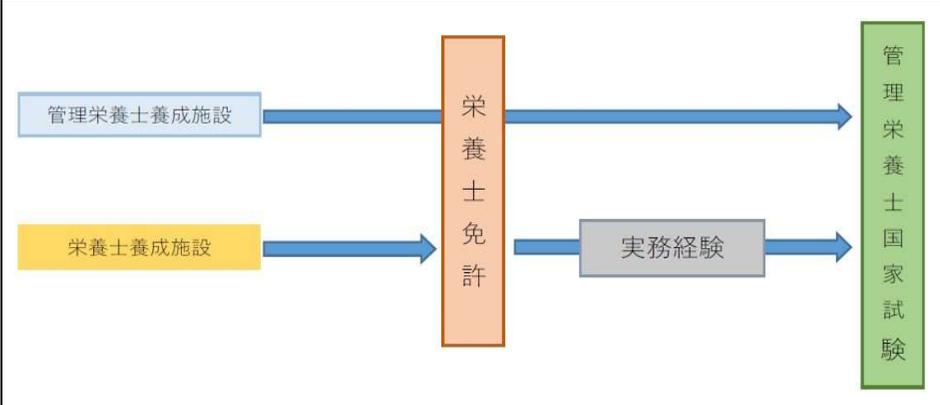
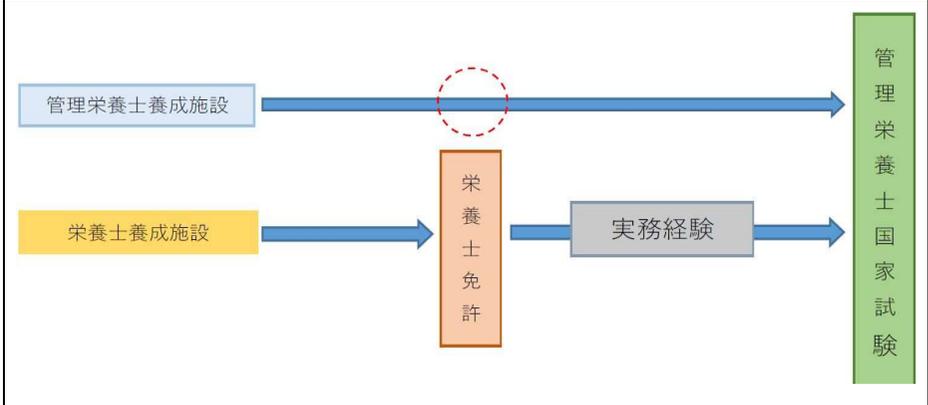
令和 7 年 3 月 6 日・7 日
環境厚生委員会資料
健康福祉部健康福祉総務課

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

1. 条例改正の理由

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 14 次地方分権一括法）による栄養士法の改正に伴い、救護施設等の社会福祉施設の運営基準を定めた省令（基準省令）の一部が改正された。
- ・基準省令の改正に伴い、各施設の基準条例について所要の改正を行う必要がある。

【栄養士法の改正内容】

現 行	改正後（令和 7 年 4 月 1 日以降）
<p>・管理栄養士養成施設の卒業者は、管理栄養士の国家試験を受けるために、栄養士免許の取得が必要 ⇒栄養士免許を受けた者でなければ管理栄養士となれないため、全ての管理栄養士が栄養士免許を有する</p>	<p>・管理栄養士養成施設の卒業者は、管理栄養士の国家試験を受けるために、栄養士免許の取得が不要 ⇒栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となる</p>
 <pre> graph LR A[管理栄養士養成施設] --> B[栄養士免許] C[栄養士養成施設] --> B B --> D[実務経験] D --> E[管理栄養士国家試験] </pre>	 <pre> graph LR A[管理栄養士養成施設] --> E[管理栄養士国家試験] C[栄養士養成施設] --> B[栄養士免許] B --> D[実務経験] D --> E </pre>

2. 条例改正の概要

(1) 改正の内容

- ・現行の条例では、施設の人員配置基準等において、全ての管理栄養士が栄養士であることを前提として単に「栄養士」のみ規定しているものがあるため、栄養士でない管理栄養士もこれらの規定の対象となるよう改正する。
- ・具体的には、下記の条例において、「栄養士」の配置等を規定している部分について、「管理栄養士」を追加する。

【改正例】

〔職員の配置〕

現 行	改正後
栄養士 1以上	栄養士又は管理栄養士 1以上

〔施設での食事提供〕

現 行	改正後
指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(2) 改正する条例（15条例）

条例の名称	担当課
① 島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	地域福祉課
② 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	高齢者福祉課
③ 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	
④ 島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
⑤ 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
⑥ 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	障がい福祉課
⑦ 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
⑧ 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	
⑨ 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
⑩ 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
⑪ 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
⑫ 島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	高齢者福祉課
⑬ 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
⑭ 島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	青少年家庭課
⑮ 島根県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	

4. 施行期日

令和7年4月1日

【第 43 号議案】

令和 7 年 3 月 6 日・7 日
環境厚生委員会資料
健康福祉部医療政策課

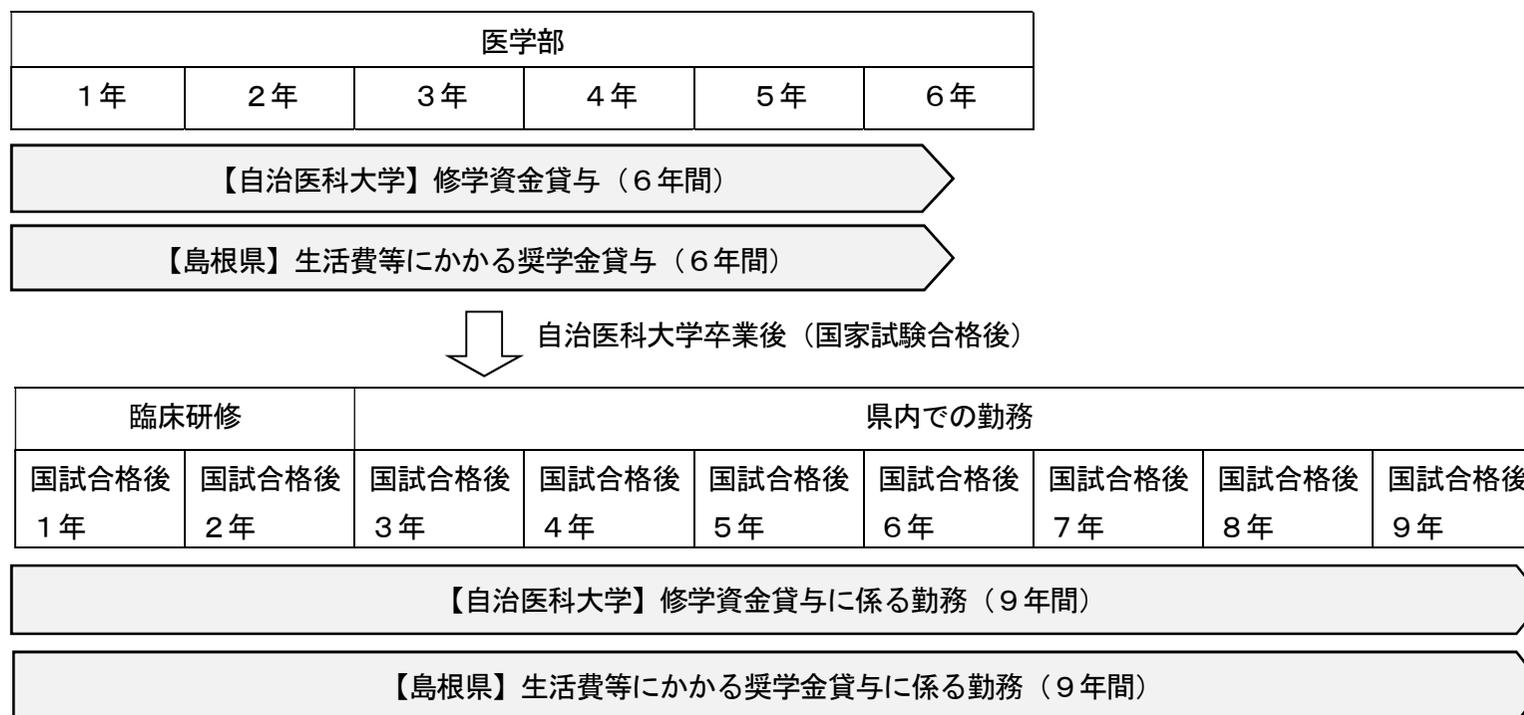
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について (医学生地域医療奨学金制度の改正)

1. 条例改正の理由

自治医科大学医学生を将来にわたり安定的に確保し、県内へき地医療体制の充実を図るため、生活費相当を支援する奨学金制度を創設し、医学生地域医療奨学金に加えることとした。

これに伴い、医学生地域医療奨学金に係る返還債務の免除の条件等について、所要の改正を行う必要がある。

(参考)



2. 条例改正の概要

医学生地域医療奨学金に係る貸付金の種類及び返還免除の条件に以下の内容を追加する。

貸付金の種類	返還免除の条件	返還免除の範囲
自治医科大学医学部に在学する者のうち出願地に島根県を選択し、入学した者に対して貸し付けた資金	国家試験に合格した日の属する月の翌月から直ちに、知事が指定する県内の医療機関（指定医療機関）において貸与期間の2分の3に相当する期間、医師の業務に従事した（特定地域医療機関においてその期間の2分の1に相当する期間以上、医師の業務に従事した場合に限る。）とき。 ※ 同大学を卒業した医師同士の婚姻に係る措置として、島根県が他の都道府県と勤務配置等に関する協定を締結した場合は、指定医療機関において業務に従事したものとみなす。	債務の全部

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

【第44号議案】

島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1 条例制定の理由

令和4年の児童福祉法の一部改正により、児童相談所に設置する一時保護施設の設備及び運営に関する基準について、令和6年3月に公布された内閣府令が定める基準に沿って、条例を制定する必要がある。

2 条例の概要（詳細別紙）

(1) 配置する職員及びその員数（従うべき基準）

ア 配置する職員

- ・管理者、指導教育担当職員
- ・児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員

イ 職員の員数

- ・児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とすること。
- ・夜間に職員を2人以上置かなければならないこと。

(2) 居室の入所定員及び面積

ア 児童の居室の面積（従うべき基準）

- ・児童の居室の面積は、1人につき4.95㎡以上とすること。
- ・乳児又は幼児のみの居室の面積は1人につき3.3㎡以上とすること。

イ 児童の居室の入所定員（参酌基準）

- ・児童の居室の1室の定員は4人以下とすること。
- ・乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とすること。

ウ 少年の居室の入所定員及び面積（参酌基準）

- ・少年の居室の1室の定員は1人とするよう努めるとともに、居室の面積は8㎡以上とするよう努めること。

(3) 入所する児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの（従うべき基準）

- ・知事又は児童相談所長は、児童に対して、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由等について、年齢、発達の状況その他の児童の事情に応じた説明を行わなければならないこと。
- ・正当な理由なく児童の権利を制限してはならないこと。
- ・合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならないこと。
- ・知事は、一時保護施設の職員に対し、児童の権利擁護、児童の意見等を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならないこと。
- ・一時保護施設は、学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(4) その他設備及び運営に関する基準（参酌基準）

- ・一時保護施設は、自らその業務の質の評価を行うとともに、定期的に第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないこと。
- ・児童相談所長は、学校、警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならないこと。

3 施行期日

令和7年4月1日

条例の内容

条項	見出し（内容）
第1条	趣旨
第2条	最低基準の目的等
第3条	最低基準と一時保護施設（設備・運営の向上を図ること）
第4条	一時保護施設の一般原則（入所児童の人格尊重）
第5条	非常災害対策
第6条	安全計画の策定等
第7条	自動車を運行する場合の児童の所在の確認
第8条	入所した児童を平等に取り扱う原則
第9条	児童の権利擁護
第10条	児童の権利の制限（正当な理由によらない権利の制限の禁止）
第11条	児童の行動の制限（施設等による行動制限の禁止）
第12条	児童の所持品等
第13条	虐待等の禁止
第14条	業務継続計画の策定等
第15条	設備の基準
第16条	一時保護施設における職員の一般的要件
第17条	一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等
第18条	職員の配置・員数
第19条	夜間の職員配置
第20条	一時保護施設の管理者等
第21条	児童指導員の資格
第22条	心理療法担当職員の資格
第23条	学習指導員の資格

条項	見出し（内容）
第24条	他の社会福祉施設併設時の基準
第25条	衛生管理等
第26条	食事
第27条	入所した児童及び職員の健康状態の把握等
第28条	養護（安定した生活環境の整備、安全の確保）
第29条	生活支援、教育（通学支援）及び親子関係再構築支援等
第30条	関係機関との連携
第31条	一時保護施設内部の規程
第32条	一時保護施設に備える帳簿
第33条	秘密保持等
第34条	苦情への対応
第35条	電磁的記録

島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき、本県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進のための調査審議等（例.しまねっ子すくすくプラン（以下「すくすくプラン」という。）の審議）のため、島根県子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置している。

こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の制定に伴い、推進会議を同法の規定に基づく協議会として位置付けるため、所要の改正を行う必要がある。

2 条例改正の概要

- (1) 推進会議をこども基本法に基づく「こども施策に係る事務の実施に関する協議及び連絡調整を行うための協議会」として位置付ける。
- (2) 推進会議の委員が有する知識又は経験として、同法の「こども施策」に関するものを加える。
- (3) 今年度末に期限を迎える「すくすくプラン」の改訂にあたっては、同法の規定を踏まえ、「しまね青少年プラン」と「島根県子どものセーフティネット推進計画」を一元化し、「すくすくプラン（県こども計画）」として策定することとしている。

一元化する両計画における推進事項に関し知識や経験を有する者を推進会議の委員に加え、こども施策を全体として推進するため、推進会議の委員の数を、「20 人以内」から「30 人以内」とする。

3 施行期日等

- (1) 施行日 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 経過措置 施行後、新たに任命される委員の任期を現在の委員の任期（令和 8 年 3 月 31 日）と同じとする。

【参考】

1 島根県子ども・子育て支援推進会議〔現行〕

(1) 委員

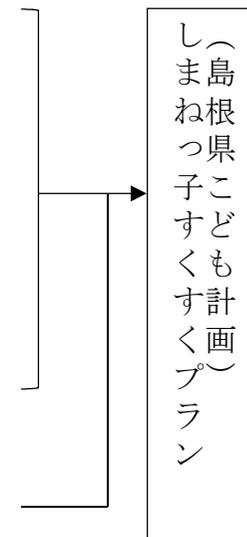
17名（会長：国立大学法人島根大学 肥後功一名誉教授）

(2) 目的

- ・ 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定等に際して、意見を述べること。
- ・ 都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可、事業の停止又は閉鎖の命令及び認可の取消しに関する事項を調査審議すること。

2 次期しまねっこすくすくプラン（県こども計画）に含まれる県計画と根拠法

既存県計画の名称等	法律上の計画名称	計画の根拠法
しまねっ子すくすくプラン	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法
	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法
	ひとり親家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法
しまね青少年プラン	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
島根県子どものセーフティネット推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
	こども計画	こども基本法



島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の職員及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。

2 条例改正の概要

(1) 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例の延長

幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員の数に関して、保育教諭等だけでなく、職員数に算入することができる副園長又は教頭についても幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に限ることを原則としている。

一方で、幼稚園教諭免許状と保育士の登録の両方を受けている人材の不足状況を踏まえた経過措置として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行後10年間（令和6年度末まで）は幼稚園教諭免許状又は保育士の登録のいずれか一方を受けている者で良いこととする特例（以下、「特例」という。）が設けられている。

先般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「第14次地方分権一括法」という。）の施行により、保育教諭等の資格要件の特例が延長されたことを受け、直接従事する職員数に算入することができる副園長又は教頭についても、特例を10年間から12年間（令和8年度末まで）に延長する。

【保育教諭等の資格要件の特例の延長に係る全体像】

	保育教諭	主幹保育教諭・指導保育教諭	副園長又は教頭
特例の根拠法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
特例の延長期間	10年間 → 15年間 (平成27年度～令和6年度 → 平成27年度～令和11年度)	10年間 → 12年間 (平成27年度～令和6年度 → 平成27年度～令和8年度)	10年間 → 12年間 (平成27年度～令和6年度 → 平成27年度～令和8年度)
その他	—	—	従うべき基準を定める府令の改正あり

(2) 栄養士法の改正による管理栄養士の受験資格の見直しに伴う規定の整備

第14次地方分権一括法の施行による栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正により、栄養士免許を取得せずに管理栄養士となることが可能となった。これに伴い、栄養士でない管理栄養士も規定の対象となるよう、改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

【第47号議案】

令和7年3月6日・7日
環境厚生委員会資料
健康福祉部薬事衛生課

島根県水道用水供給事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

令和6年3月29日付け「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」により、「水道法施行令」の一部が改正された（改正の内容は別表のとおり）。

当該改正内容の一部が、令和7年4月1日から施行されることに伴い、島根県水道用水供給事業の布設工事監督者（※1）及び水道技術管理者（※2）の資格等を定める条例（以下「条例」という）について、所要の改正を行う必要がある。

- ※1 布設工事監督者 布設工事（施工方法によっては供給する水の水質に影響を与えうる工事）において施工監督を行う者
- ※2 水道技術管理者 水道事業における水質等の基準の遵守や給水の判断など技術上の事務に係る責任者

2 条例改正の概要

改正後の水道法施行令に倣い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直す（条例第3条及び第4条関係）。

◎ 改正のポイント

- ① 実務経験年数に他分野の実務経験を加味
- ② 学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程の追加等
- ③ 国家資格（1種土木施工管理技士）の追加
- ④ 小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者（知事認可）の技術上の実務経験を簡易水道事業者と同等に見直し

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

【参考】布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件

■布設工事監督者の資格要件（令第5条）

分類		技術上の実務経験※
大学卒業 ＜短期大学を除く＞ （ ）内は、大学院にて1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	衛生工学又は水道工学を履修 2年以上（1年以上） 土記以外を履修 3年以上（2年以上）
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程	4年以上（3年以上）
	土木工学科又はこれに相当する課程	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科又はこれに相当する課程	5年以上
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程	6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科又はこれに相当する課程	7年以上
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程	8年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
1級土木施工管理技士 2次検定合格	—	3年以上

※1 給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m³以下の水道用水供給事業（原則、法第46条第1項に規定する知事認可）、簡易水道事業の場合は必要年数は半分

※2 技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有すること（給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m³以下の水道用水供給事業（原則、法第46条第1項に規定する知事認可）、簡易水道事業は除く）。⇒残りの実務経験年数に、工業用水道、下水道、道路、河川の実務経験も算入可能。

■水道技術管理者の資格要件（令第7条）

分類		技術上の実務経験※
布設工事監督者の資格を有するもの（簡易水道事業は除く）		不要
大学卒業 ＜短期大学を除く＞	土木工学	3年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学	5年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	6年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学	7年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	8年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	9年以上
水道に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
1級土木施工管理技士 2次検定合格	—	3年以上
厚生労働大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了		不要

※ 給水人口5万人以下の水道事業、1日最大給水量2.5万m³以下の水道用水供給事業（原則、法第46条第1項に規定する知事認可）、簡易水道事業と1万m³/日以下の専用水道の場合は必要年数は半分

権利の放棄について（母子父子寡婦福祉資金）

1 債権の名称

島根県母子父子寡婦福祉資金貸付金

2 放棄する権利の内容

ひとり親家庭の生活や子の修学等に充てる額を低利子・無利子で貸し付ける母子父子寡婦福祉資金について、県が定める「権利放棄の提案基準」を満たし弁済の見込みのない債権を放棄する。

3 債権放棄の理由

下記について、債務者が破産免責となったため、債権を放棄する旨の議会提案（1 件あたりの放棄額が 100 万円超のもの）を行う。

債権発生概要	放棄する債権の内容
平成 22 年に修学資金として 2,160,000 円を貸し付け。	元金 2,073,000 円及びこれに係る附帯債務の請求権

令和6年度2月補正予算案(初日提案分) (健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,645,124	2,340,797	0	0	2,645,124	2,340,797
地域福祉課	1,151,628	979,914	0	0	1,151,628	979,914
医療政策課	10,984,529	7,199,648	1,545,065	79,001	12,529,594	7,278,649
健康推進課	21,030,485	19,649,260	15,451	5,755	21,045,936	19,655,015
高齢者福祉課	15,933,821	14,113,908	943,998	39,478	16,877,819	14,153,386
青少年家庭課	3,323,266	2,253,612	0	0	3,323,266	2,253,612
子ども・子育て支援課	10,098,771	9,600,765	476,533	351,984	10,575,304	9,952,749
障がい福祉課	10,924,292	8,904,122	466,761	10,122	11,391,053	8,914,244
薬事衛生課	3,049,856	2,355,552	300,903	150,453	3,350,759	2,506,005
健康福祉部計	79,141,772	67,397,578	3,748,711	636,793	82,890,483	68,034,371

■令和6年度2月補正予算案(初日提案分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		79,141,772	3,748,711	82,890,483	2,996,318	0	0	115,600	0	636,793
医療政策課		10,984,529	1,545,065	12,529,594	1,466,064	0	0	0	0	79,001
1	医療機関の機能充実費	1,052,247	223,482	1,275,729	・重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業					
2	地域医療の連携推進費	32,013	1,321,583	1,353,596	・人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急支援事業					
健康推進課		21,030,485	15,451	21,045,936	9,696	0	0	0	0	5,755
1	特定医療費等助成事業費	1,451,401	6,981	1,458,382	・特定医療費支給事業					
2	小児慢性特定疾患対策事業費	99,787	499	100,286	・小児慢性特定疾病医療支援事業					
3	母と子の健康支援事業費	120,110	1,926	122,036	・旧優生保護法補償金等支給法事務					
4	お産あんしんネットワーク事業費	95,063	6,045	101,108	・妊婦への交通費等支援事業					
高齢者福祉課		15,933,821	943,998	16,877,819	859,220	0	0	45,300	0	39,478
1	福祉人材確保・育成事業費	421,786	808,095	1,229,881	・訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 1,078 ・介護テクノロジー定着支援事業 195,585 ・介護人材確保・職場環境改善等事業 611,432					
2	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	126,265	135,903	262,168	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金					
子ども・子育て支援課		10,098,771	476,533	10,575,304	124,549	0	0	0	0	351,984
1	保育所等運営支援事業費	5,943,462	476,533	6,419,995	・保育所等給付費等 351,984 ・保育士人材確保等事業 124,549					

課 名 議 案 事 業 名		補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
障がい福祉課		10,924,292	466,761	11,391,053	386,339	0	0	70,300	0	10,122
1	障がい者施設等整備事業費	220,627	219,046	439,673	・障がい者福祉施設等整備事業 211,116 ・障がい福祉分野のICT・ロボット等導入支援事業 7,930					
2	障がい者自立支援給付事業費	5,147,178	1,320	5,148,498	・障がい者介護給付等事業					
3	障がい者自立支援医療等給付事業費	2,482,688	4,345	2,487,033	・障がい者自立支援医療給付事業					
4	障がい児施設等給付費	1,383,384	750	1,384,134	・障がい児施設における性被害防止対策に係る設備等支援事業					
5	障がい者就労支援事業費	171,767	15,000	186,767	・障がい者就労支援事業所工賃向上事業					
6	障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費	0	226,300	226,300	・障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業					
薬事衛生課		3,049,856	300,903	3,350,759	150,450	0	0	0	0	150,453
1	感染症の医療体制整備事業費	280,909	300,903	581,812	・新興感染症対応力強化事業					

□繰越明許費(一般会計)

[追加分]

(単位:千円)

	議案事業名	令和7年度への繰越額	内容	所管課
1	医療機関の機能充実費	223,482	・重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	医療政策課
2	地域医療の連携推進費	1,321,583	・人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急支援事業	
3	特定医療費等助成事業費	6,981	・特定医療費支給事業	健康推進課
4	小児慢性特定疾患対策事業費	499	・小児慢性特定疾病医療支援事業	
5	母と子の健康支援事業費	1,926	・旧優生保護法補償金等支給法事務	
6	お産あんしんネットワーク事業費	6,045	・妊婦への交通費等支援事業	
7	福祉人材確保・育成事業費	808,095	・訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 ・介護テクノロジー定着支援事業 ・介護人材確保・職場環境改善等事業	高齢者福祉課
8	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	135,903	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金	
9	障がい者施設等整備事業費	219,046	・障がい者福祉施設等整備事業 ・障がい福祉分野のICT・ロボット等導入支援事業	障がい福祉課
10	障がい者自立支援給付事業費	1,320	・障がい者介護給付等事業	
11	障がい者自立支援医療等給付事業費	4,345	・障がい者自立支援医療給付事業	
12	障がい児施設等給付費	750	・障がい児施設における性被害防止対策に係る設備等支援事業	
13	障がい者就労支援事業費	15,000	・障がい者就労支援事業所工賃向上事業	
14	障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費	226,300	・障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業	
15	感染症の医療体制整備事業費	300,903	・新興感染症対応力強化事業	薬事衛生課

【2月補正（初日提案分）（健康福祉部所管分）】

主 な 補 正 項 目

(単位:千円)

No.	事 業 名	予算額	説 明	所管課
1	産科・小児科医療確保事業	214,750	<p>出生数・患者数の減少等を踏まえ産科・小児科を支援</p> <p>1 産科医療確保事業</p> <p>①急激に分娩数が減少している分娩取扱施設を支援 [助成額] 100～200万円 [負担割合] 国 10/10</p> <p>②分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する分娩取扱施設を支援 [助成額] 50～150万円 [負担割合] 国 1/2・県 1/2</p> <p>2 小児科医療確保事業 急激に患者数が減少し、地域に不可欠な小児医療の拠点でありながら運営に影響をきたしている施設を支援 [助成額] 25万円/病床数 [負担割合] 国 10/10</p>	医療政策課
2	生産性向上・職場環境整備等事業	611,940	<p>賃上げ等のための生産性向上の取組を進める医療機関に対し、設備導入等を支援 [助成対象者] 病院・有床診療所、診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション</p> <p>[助成額] 病院・有床診療所：4万円/病床数 診療所等：18万円/施設</p> <p>[負担割合] 国 10/10</p>	医療政策課

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
3	医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援事業	494,893	医療需要等の変化を踏まえ医療機関を支援 ①医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等により生じる経費を支援 [助成対象者] 病院・有床診療所 [助成額] 410.4万円/床 [負担割合] 国 10/10 ②経済状況の変化により、施設整備等が困難となっている病院等に対し、施設整備を進めるために必要な経費を支援 [助成対象者] 物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備等が困難な医療機関 [助成額] (市場価格－補助事業単価) × 国負担分相当 [負担割合] 国 10/10	医療政策課
4	重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	223,482	人口規模、地理的条件、今後の人口動態等から、医療機関の維持が困難な地域である「重点医師偏在対策支援区域」において、診療所医師が高齢化する中で、医師を確保するため、支援区域内で診療所を承継又は開業する場合の経費を支援 [助成対象者] 支援区域内で診療所を承継又は開業する医療機関 [助成内容] 診療所の承継又は開業に必要な施設整備、設備整備、一定期間の定着支援	医療政策課

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
5	妊婦への交通費等支援事業	6,045	<p>遠方の産科医療機関、分娩施設で妊婦健診を行う必要がある妊婦に対して、移動に係る交通費を支援</p> <p>[助成対象者] 自宅から最寄りの分娩取扱施設又は産科医療機関等まで概ね60分以上の移動が必要な妊婦</p> <p>[負担割合] 国 1/2・県 1/4・市町村 1/4</p>	健康推進課
6	介護テクノロジー定着支援事業	195,585	<p>介護現場の業務効率化のため、介護ロボットやICT機器等の導入に要する経費を支援</p> <p>[負担割合] 国 64/100・県 16/100・事業者 20/100</p>	高齢者福祉課
7	介護人材確保・職場環境改善等事業	611,432	<p>介護人材の確保・定着を図るため、業務効率化や職場環境の更なる改善の取組を行う事業所を支援</p> <p>[負担割合] 国 10/10</p>	高齢者福祉課
8	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業	135,903	<p>介護施設等における防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備の整備を支援</p> <p>[負担割合] 国 1/2・県 1/4・事業者 1/4</p>	高齢者福祉課

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
9	保育所等運営支援事業	351,984	多様な保育・教育を受けることができるよう「保育の適切な量の確保」と「保育の質の向上」に向け、保育所等へ運営費を給付 ・私立保育所等の運営に要する経費の県負担分を市町村へ給付 [負担割合] 国 1/2・県 1/4・市町村 1/4	子ども・子育て支援課
10	保育士の確保・定着支援事業	124,549	保育環境の充実を図るため、保育士の確保・定着に向けた取組を推進 ・保育士の確保対策 保育士養成施設の学生を対象に修学資金を貸付（貸付原資の積み増し）	子ども・子育て支援課
11	放課後児童クラブの整備促進	制度拡充	放課後児童クラブの整備を促進するため、国の令和6年度補正予算による支援の拡充を踏まえ、放課後児童クラブ整備に伴う市町村及び社会福祉法人等の負担を軽減 [負担割合] ・市町村による整備 国 5/6・県 1/8・市町村 1/24 ・社会福祉法人等による整備 国 5/8・県 13/48・市町村 1/16・法人等 1/24 ※国の令和6年度補正予算分で採択された事業に限る	子ども・子育て支援課

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
12	障がい福祉人材確保・職場環境改善等総合対策事業	249,230	<p>障がい福祉人材の確保につながるよう、障がい福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進 また、障がい者の生産活動の効率化等を通じて安定的な経営を確保</p> <p>①障がい福祉人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none">障がい福祉人材の確保・定着を図るため、業務効率化や職場環境の更なる改善の取組を行う事業所を支援 [負担割合] 国 10/10 <p>②ICT・介護ロボット等導入</p> <ul style="list-style-type: none">障がい福祉サービス事業所等における業務効率化や職員の負担軽減を図るため、ICT機器や介護ロボット等の導入に係る経費を支援 [負担割合] 国 1/2・県 1/4・事業者 1/4 <p>③障がい者就労施設における生産活動の効率化</p> <ul style="list-style-type: none">障がい者就労継続支援事業所の経営改善を図るため、ICT機器や工作機械等の導入に係る経費を支援 [負担割合] 国 1/2・県 1/4・事業者 1/4	障がい福祉課
13	障がい者施設等整備事業	211,116	<p>障がい者の自立した地域生活実現のため、住まいの場としてのグループホームや日中活動の場としての通所事業所等の整備を支援 [箇所数] 4か所 [負担割合] 国 1/2・県 1/4・事業者 1/4</p>	障がい福祉課

(単位:千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
14	新興感染症対応力強化事業	300,903	<p>新興感染症の発生時に速やかに対応するための体制整備</p> <p>[事業の概要]</p> <p>①施設整備 感染症に対応した個室病床、個人防護具の保管庫等の整備に対する支援</p> <p>②設備整備 簡易陰圧装置、検査機器、簡易ベッド等の整備に対する支援</p> <p>③感染対策研修 医師、看護師等を対象とした研修を実施</p> <p>[助成率]</p> <ul style="list-style-type: none">・個室病床の整備 2/3・個室病床の整備以外 10/10 <p>[負担割合]</p> <ul style="list-style-type: none">・個室病床の整備 国 1/3・県 1/3・事業者 1/3・個室病床の整備以外 国 1/2・県 1/2	薬事衛生課

令和7年度当初予算案

(健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課名	R7年度当初予算額		R6年度当初予算額		増減額		増減率(%)	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,718,427	2,412,316	2,640,306	2,335,979	78,121	76,337	3.0	3.3
地域福祉課	1,144,016	951,184	1,144,116	972,402	▲ 100	▲ 21,218	0.0	▲ 2.2
医療政策課	11,549,634	7,431,789	10,952,959	7,168,078	596,675	263,711	5.4	3.7
健康推進課	21,438,044	20,022,674	21,004,800	19,623,575	433,244	399,099	2.1	2.0
高齢者福祉課	15,612,131	14,054,108	15,407,921	13,951,039	204,210	103,069	1.3	0.7
青少年家庭課	3,420,720	2,201,363	3,246,769	2,177,115	173,951	24,248	5.4	1.1
子ども・子育て支援課	10,148,051	9,600,219	10,087,759	9,592,753	60,292	7,466	0.6	0.1
障がい福祉課	11,450,201	9,330,307	10,901,660	8,890,390	548,541	439,917	5.0	4.9
薬事衛生課	1,294,156	1,113,195	1,647,107	955,795	▲ 352,951	157,400	▲ 21.4	16.5
健康福祉部計	78,775,380	67,117,155	77,033,397	65,667,126	1,741,983	1,450,029	2.3	2.2

2. 特別会計

(単位:千円)

会計名	R7年度当初予算額		R6年度当初予算額		増減額		増減率(%)	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	285,907	0	307,345	0	▲ 21,438	0	▲ 7.0	0.0
島根県国民健康保険特別会計	61,061,070	0	59,273,013	0	1,788,057	0	3.0	0.0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	389,109	0	368,767	0	20,342	0	5.5	0.0

■令和7年度当初予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

部 課 名	議 案 事 業 名	R7年度 当初	R6年度 当初	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳					
					国 庫	分・負・寄	使・手	県 債	その他	一般財源
健 康 福 祉 部		78,775,380	77,033,397	1,741,983	7,376,649	11,129	131,273	673,500	3,465,674	67,117,155
健康福祉総務課		2,718,427	2,640,306	78,121	25,996	0	19,133	0	260,982	2,412,316
1	健康福祉事務集中処理事業費	10,671	9,536	1,135	・健康福祉事務集中処理事業費					
2	保健環境科学研究所管理運営費	83,627	73,298	10,329	・施設等維持管理費 48,349 ・調査研究費 13,619 ・施設設備整備費(備品整備費) 14,656					
3	保健所管理運営費	254,471	246,291	8,180	・施設等維持管理費 12,939 ・施設設備整備費 9,254 ・管理運営費(共同設置保健所負担金、保健所運営費) 232,278					
4	総合福祉センター維持管理運営事業費	249,986	201,172	48,814	・いきいきプラザ島根(指定管理料等) 128,384 ・いわみーる(指定管理料等) 121,602					
5	保健福祉情報の収集・提供事業等事業費	29,744	21,156	8,588	・国民生活基礎調査 11,653 ・統計情報提供事業 17,457					
6	能登半島地震の被災地への派遣による支援事業費	0	48,078	▲ 48,078	・保健師等の派遣 ・DPATの派遣 ・介護職員等の派遣					
7	医務諸費	49,118	36,220	12,898						
8	保健所諸費	15,606	15,306	300						
9	一般職給与費	2,025,204	1,989,249	35,955	・一般職員 265人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
地域福祉課		1,144,016	1,144,116	▲ 100	171,107	0	0	17,400	4,325	951,184
1	福祉・介護人材確保対策事業費	407,240	390,216	17,024	・民間社会福祉施設退職手当共済事業給付費補助事業 394,333 ・福祉人材センターの運営事業 12,907					
2	地域福祉セーフティネット推進事業費	20,819	15,901	4,918	・ボランティアセンター事業 5,866 ・地域福祉トータルケア推進事業 8,958 ・しまね流福祉のまちづくり推進事業 3,282 ・福祉教育推進事業 2,713					
3	福祉サービス改善支援事業費	20,851	19,598	1,253	・福祉施設経営の指導事業 11,885 ・社会福祉法人経営労務管理改善支援事業 7,000 ・福祉サービスにおける第三者評価事業 1,966					
4	福祉サービス利用支援事業費	94,781	93,782	999	・福祉サービス利用援助事業 85,122 ・福祉サービスに関する苦情解決事業 9,659					
5	自立支援事業費	34,474	24,111	10,363	・生活福祉資金貸付事業 24,111 ・生活福祉資金業務システム等改修事業 10,363					
6	民生委員活動推進事業費	132,648	130,388	2,260	・法定単位民生児童委員協議会活動費補助金 16,545 ・民生委員活動費 108,348 ・民生委員研修 5,001 ・民生委員・児童委員一斉改選 2,754					
7	社会福祉施設等の整備促進事業費	23,382	32,284	▲ 8,902	・社会福祉施設等借入金に対する元利補給金の交付事業					
8	社会福祉事業指導費	3,082	3,189	▲ 107	・県社会福祉審議会経費					
9	社会福祉法人指導事業費	9,625	10,590	▲ 965	・社会福祉法人等に対する指導監査及び関連事業					
10	行旅病人等への支援事業費	381	147	234	・行旅病人等への費用弁償経費					
11	生活保護費の給付事業費	77,735	70,802	6,933	・生活保護費の給付 68,046 ・生活保護決定・実施事業 6,069 ・生活保護法施行事務監査等事業 3,420					
12	被災者への支援事業費	26,650	26,428	222	・災害援護資金貸付金事業					
13	生活困窮者支援体制整備事業費	41,180	61,612	▲ 20,432	・生活困窮者支援体制推進事業 1,345 ・子どものセーフティネット推進費 106 ・SNSによる支援体制構築事業 993 ・子どもの居場所創出等支援事業 8,365 ・生活困窮者への支援体制強化事業 10,900 ・子ども食堂緊急支援事業 14,291 ・生活困窮者等子どもの学習・生活支援事業 5,180					
14	重層的支援体制整備事業費	36,529	36,598	▲ 69	・都道府県後方支援事業 1,181 ・重層的支援体制整備事業 35,348					
15	災害福祉広域支援ネットワーク体制推進事業費	12,759	6,424	6,335	・災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業 9,183 ・保護施設等への物価高騰対策支援事業 3,576					
16	再犯防止等推進事業費	32,484	30,313	2,171	・再犯防止推進事業 2,096 ・地域生活定着支援事業 30,388					
17	知事感謝状贈呈事業費	220	220	0	・知事感謝状贈呈事業					
18	地域福祉支援計画策定事業費	0	636	▲ 636	・地域福祉支援計画策定事業					
19	国庫支出金返還金	0	21,200	▲ 21,200	・過年度補助金等返還金					
20	社会福祉諸費	3,442	3,374	68						
21	一般職給与費	165,734	166,303	▲ 569	・一般職員 23人					

□債務負担行為

(単位:千円)

	事 項	期 間	限度額	内 容	所管課
1	生活福祉資金利子補給金	令和8年度～令和15年度	134	令和7年度内に災害が発生した場合の生活福祉資金の利子補給金	地域福祉課
2	災害援護資金利子補給金	令和8年度～令和17年度	1,962	令和7年度内に災害が発生した場合の災害援護資金の利子補給金	

(単位:千円)

課名	議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
医療政策課		11,549,634	10,952,959	596,675	1,982,873	0	27,352	0	2,107,620	7,431,789
1	地域医療を支える医師確保養成対策事業費(総合確保基金分)	642,075	622,054	20,021	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療奨学金貸与事業 259,991 ・地域医療支援センター運営事業 94,385 ・医師養成推進事業(島根大学医学部寄附講座の設置、研修医研修支援資金等) 146,080 ・地域医療振興推進事業 115,388 ・小児救急電話相談(#8000)事業 11,375 ・周産期医療体制構築事業 12,189 					
2	看護師等確保対策事業費(総合確保基金分)	242,351	193,371	48,980	<ul style="list-style-type: none"> ・県内進学促進事業(看護師等養成所運営費補助、教員継続研修等) 95,809 ・看護職員の確保・定着事業(病院内保育所運営費補助、ナースセンター事業、認定看護師養成事業、看護職員等確保計画推進事業等) 146,542 					
3	医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	157,726	152,452	5,274	<ul style="list-style-type: none"> ・県内医療従事者確保事業 15,438 ・医療従事者の勤務環境改善支援事業 142,288 					
4	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	163,137	179,107	▲ 15,970	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携推進事業 2,706 ・市町村支援事業 43,725 ・病院体制整備事業 3,600 ・訪問診療等設備整備事業 45,000 ・病床の機能分化に向けた病院と在宅の連携体制強化事業 36,286 ・医療介護情報連携モデル事業 30,000 					
5	地域医療の連携推進費(総合確保基金分)	851,197	526,450	324,747	<ul style="list-style-type: none"> ・しまね型医療提供体制構築事業 549,086 ・医療介護連携ITシステム構築支援事業 210,911 ・病床機能再編支援事業 91,200 					
6	医療介護総合確保促進交付金事業費	1,168,005	1,154,042	13,963	<ul style="list-style-type: none"> ・医療介護総合確保促進基金造成費(財源:国2/3・県1/3、一部国10/10) 1,165,400 ・基金運用収益繰入 2,605 					
7	地域医療を支える医師確保養成対策事業費	284,500	303,914	▲ 19,414	<ul style="list-style-type: none"> ・医師確保チームによるアクティブプロジェクト事業 12,281 ・地域勤務医師支援事業 28,673 ・地域医療支援事業 12,839 ・地域医療奨学金貸与事業 27,297 ・自治医科大学運営費負担金 134,980 ・周産期医療体制構築事業 68,430 					
8	看護師等確保対策事業費	71,192	83,474	▲ 12,282	<ul style="list-style-type: none"> ・島根「ふるさと」看護奨学金貸与 30,000 ・病院内保育所運営費補助 3,364 ・ナースセンター事業 10,082 ・助産師活用推進事業 2,705 ・特定行為研修体制整備事業 18,910 					
9	県立高等看護学院運営事業費	349,397	337,393	12,004	<ul style="list-style-type: none"> ・石見高等看護学院運営費 238,736 ・松江高等看護学院運営費 110,661 					
10	保健医療計画の策定費	6,980	8,102	▲ 1,122	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健医療対策会議等会議開催経費 					
11	医療従事者確保事業費	27,043	27,043	0	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県歯科技術専門学校運営費補助 					
12	医療機関の機能充実費	920,247	1,052,247	▲ 132,000	<ul style="list-style-type: none"> ・邑智病院施設整備費元利補給金 14,268 ・益田赤十字病院建替整備元利補給金 57,592 ・公立病院施設整備支援交付金 52,720 ・有床診療所等スプリンクラー等施設整備 39,569 ・医療機関の施設・設備整備 470,855 ・災害拠点病院等の給水設備強化・非常用自家発電装置整備事業 227,292 ・邑智病院施設整備事業 2,951 ・中山間地域における地域医療拠点病院設備整備支援事業 55,000 					
13	離島医療の充実のための事業費	291,619	265,609	26,010	<ul style="list-style-type: none"> ・隠岐広域連合の本部管理費の負担 19,074 ・隠岐病院建替整備事業負担金 24,666 ・隠岐広域連合の離島医療財政支援事業費の負担 247,879 					

(単位:千円)

議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
14 県西部地域の医療を充実させる事業費	566	557	9	・西部医療提供体制検討会経費					
15 へき地等の医療機関を支援する事業費	148,634	137,634	11,000	・へき地診療所運営費補助 99,000 ・へき地医療拠点病院運営費補助 49,634					
16 救急医療体制の整備費	525,529	501,519	24,010	・救命救急センター補助事業 51,438 ・ドクターヘリ運航事業 454,108 ・地域小児救命救急センター運営事業 19,705					
17 原子力災害時の医療体制整備費	59,986	64,583	▲ 4,597	・原子力災害医療関係機関連絡会議 1,504 ・原子力災害医療活動用資機材整備 13,890 ・安定ヨウ素剤事前配布経費 44,592					
18 風水害震災時の医療体制整備費	15,600	16,313	▲ 713	・災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備(防災訓練等参加支援、衛星電話使用料等) 13,538 ・災害拠点病院等活動支援事業 2,062					
19 地域医療の連携推進費	417,208	32,013	385,195	・医療連携体制推進事業(会議経費等) 812 ・寝たきり老人等歯科診療推進費 1,000 ・医療介護連携ITシステム構築支援事業 30,214 ・医療機関等への物価高騰対策支援事業 385,182					
20 移植医療の推進費	20,527	20,137	390	・県移植コーディネーター設置 7,410 ・移植医療普及啓発委託費 12,850					
21 医療法関係業務費	8,950	8,363	587	・医療安全支援センター事業 4,876 ・医療施設管理システム運営費 2,599					
22 試験事務費	2,809	2,532	277	・准看護師試験事務					
23 県立病院管理事業費	4,873,522	4,933,422	▲ 59,900	・県立病院一般会計繰出金 4,580,799 ・地域勤務医師支援 269,295 ・県立こころの医療センター(若松分校)管理運営、旧湖陵病院跡地管理 15,657					
24 医療従事者の免許・資格事務費	0	1,104	▲ 1,104	・看護職員業務従事者届					
25 島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計繰出金	720	624	96	・あさひ診療所特別会計繰出金					
26 外国人患者に対する医療提供体制整備費	1,342	1,342	0	・外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業					
27 死因究明等推進基本法関係業務費	253	250	3	・死因究明等推進事業					
28 国庫支出金返還金	0	53,700	▲ 53,700	・過年度補助金等返還金					
29 医務諸費	11,150	11,073	77						
30 一般職給与費	287,369	262,535	24,834	・一般職員 32人					

□債務負担行為

(単位:千円)

	事項	期間	限度額	内容	所管課
1	医学生地域医療奨学金貸付金(地域枠等)	令和8年度～令和12年度	277,728	県内のへき地医療に従事しようとする、島根大学・鳥取大学の入学生等への奨学金貸付金	医療政策課
2	医学生地域医療奨学金貸付金(自治医科大)	令和8年度～令和12年度	28,200	自治医科大学医学生への奨学金貸付金	

(単位:千円)

課名	議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康推進課		21,438,044	21,004,800	433,244	1,402,790	0	1,233	0	11,347	20,022,674
1	しまね産前・産後安心サポート事業費	12,200	29,500	▲ 17,300	産前・産後訪問サポート事業 2,200 産後のケア事業 10,000					
2	しまね健康寿命延伸プロジェクト事業費	17,195	17,703	▲ 508	健康寿命延伸強化事業 5,236 健康な食環境づくり事業 2,820 働き盛り世代の健康づくり強化事業 5,470					
3	医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	1,414	1,396	18	歯科医療従事者確保対策事業					
4	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	3,712	3,774	▲ 62	在宅緩和ケア推進事業 261 在宅歯科医療連携室整備事業 1,712 在宅歯科医療推進対策事業 1,739					
5	しまねがん対策強化事業費	76,507	75,347	1,160	がん検診充実事業 5,369 安心しまねのがん医療実現事業 38,060 緩和ケア提供体制強化事業 1,001 患者家族支援事業 11,528 がん教育事業 9,173 計画推進事業(全国がん登録事業含) 11,376					
6	生活習慣病予防対策事業費	43,614	44,387	▲ 773	健康増進事業 35,685 たばこ対策推進事業 1,629					
7	後期高齢者医療支援事業費	12,464,048	12,508,440	▲ 44,392	医療給付費県費負担金 9,686,656 基盤安定負担金 保険料軽減分 2,044,501 高額医療費県費負担金 730,629					
8	国民健康保険支援事業費	5,211,666	5,131,846	79,820	基盤安定等負担金 保険料軽減分 1,545,928 基盤安定等負担金 保険者支援分 296,251 基盤安定等負担金 未就学児均等割分 5,000 基盤安定等負担金 産前産後保険料分 2,500 財政健全化対策交付金 123,752 国民健康保険特別会計繰出金 3,233,997					
9	親と子の医療費助成事業費	1,159,277	597,332	561,945	乳幼児等医療費助成事業 566,294 先天性代謝異常等検査 19,990 未熟児養育医療費給付費 10,420 子ども医療費助成事業 550,000					
10	不妊治療支援事業費	28,117	42,049	▲ 13,932	特定不妊治療費助成事業 1,727 不妊治療費助成事業 12,063 男性不妊検査費助成事業 2,328 不育症検査費助成事業 60 がん患者等に対する妊孕性温存療法支援事業 4,800 不妊対策事業 7,139					
11	特定医療費等助成事業費	1,551,576	1,449,904	101,672	特定医療費支給事業 1,535,280 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 6,582					
12	小児慢性特定疾患対策事業費	99,827	99,787	40	小児慢性特定疾病医療支援事業 99,202					
13	難病相談・支援事業費	32,116	31,211	905	難病相談・支援センター事業 14,298 難病医療提供体制整備事業 5,870 在宅難病患者入院一時支援事業 8,698					
14	肝炎医療費助成事業費	89,955	92,313	▲ 2,358	肝炎医療費助成事業 70,651 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 19,304					
15	原爆被爆者対策事業費	280,576	292,618	▲ 12,042	被爆者助成事業 272,815 被爆者健康診断事業 7,105					
16	ハンセン病療養所入所者等支援事業費	2,533	2,544	▲ 11	家族生活援護事業 606 普及啓発事業 1,917					
17	健康長寿しまね推進事業費	7,632	7,347	285	健康長寿しまね推進事業 5,405 圏域計画推進事業 2,135 健康長寿しまねの評価 92					

(単位:千円)

議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
18 食育推進基盤整備事業費	10,224	13,166	▲ 2,942	・食育サポーター等育成事業 797 ・食育推進啓発事業 507 ・国民健康栄養調査 2,535 ・健康な食推進事業 1,833 ・調理師免許システム開発・運用経費 2,703					
19 母と子の健康支援事業費	8,491	120,110	▲ 111,619	・母子保健推進事業 2,116 ・妊娠・出産包括支援事業 564 ・旧優生保護法補償金等支給法事務 958 ・思春期等相談事業 632 ・出産・子育て応援交付金事業 3,525					
20 お産あんしんネットワーク事業費	97,237	95,063	2,174	・周産期医療ネットワーク構築事業 94,585 ・妊婦への交通費等支援事業 1,800					
21 80歳20本の歯推進事業費	7,375	4,321	3,054	・歯科保健推進事業 2,005 ・口腔機能維持管理研修 758					
22 アレルギー対策推進事業費	457	451	6	・アレルギー対策推進事業					
23 保険医療機関等指導事業費	7,923	7,109	814	・保険医療機関指導事業					
24 医療費適正化計画対策費	1,700	1,700	0	・医療費適正化計画対策費					
25 地域保健関係職員研修事業費	8,919	9,248	▲ 329	・キャリアアップ研修 2,172 ・相談記録システム開発・運用経費 5,888					
26 国庫支出金返還金	0	136,000	▲ 136,000	・過年度補助金等返還金					
27 公衆衛生諸費	8,299	8,299	0						
28 一般職給与費	205,454	181,835	23,619	・一般職員 26人					

□債務負担行為

(単位:千円)

	事項	期間	限度額	内容	所管課
1	難病患者等公費負担管理システム更新事業費	令和7年度～令和12年度	45,350	難病患者等公費負担管理システムの更新事業	健康推進課

(単位:千円)

課名	議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
高齢者福祉課		15,612,131	15,407,921	204,210	414,999	0	7,656	302,000	833,368	14,054,108
1	介護人材確保対策事業費(総合確保基金分)	253,742	353,223	▲ 99,481	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師確保対策事業(訪問看護ステーション出向研修事業等) 53,502 ・外国人介護人材支援事業 16,470 ・キャリアアップ研修支援事業 33,509 ・理解促進事業 32,540 ・新任介護職員定着支援事業 6,000 ・介護福祉士資格取得促進事業 3,000 ・潜在介護福祉士の再就職促進事業 23,322 ・認知症ケア人材育成研修事業 8,029 ・地域包括ケアシステム人材育成・資質向上事業 7,595 ・権利擁護人材育成事業 27,281 ・中高年齢者等への入門的研修事業 2,503 ・認証評価制度実施事業 715 ・介護助手等普及推進事業 2,000 ・エルダー・メンター制度導入支援事業 2,560 ・福祉・介護人材マッチング機能強化事業 5,268 ・介護人材確保促進事業 7,755 ・介護生産性向上推進総合事業 14,001 ・インターンシップモデル事業 3,298 					
2	介護施設等整備事業費(総合確保基金分)	154,535	157,670	▲ 3,135	・介護施設等整備事業					
3	介護施設等整備推進事業費(総合確保基金分)	397,488	218,208	179,280	・介護施設等整備推進事業(開設準備経費助成)					
4	医療介護総合確保促進交付金事業費	201,533	368,907	▲ 167,374	・医療介護総合確保促進基金造成費(財源:国2/3・県1/3)					
5	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	13,996	13,249	747	・訪問看護推進事業					
6	福祉人材確保・育成事業費	4,151	15,873	▲ 11,722	・福祉・介護人材確保定着促進事業					
7	介護保険制度施行支援事業費	573,221	228,151	345,070	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設整備事業 215,567 ・老人保健施設整備資金借入金利子補給 3,341 ・指定事業者指定・管理事業 3,696 ・高齢者施設等への物価高騰対策支援事業 341,688 					
8	介護保険制度運営支援事業費	12,184,546	12,411,104	▲ 226,558	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費負担金事業 11,995,179 ・第1号保険料軽減事業 187,760 					
9	保険者機能強化推進事業費	26,556	27,750	▲ 1,194	<ul style="list-style-type: none"> ・現状分析等支援事業 5,456 ・介護給付適正化推進特別事業 5,292 ・介護予防等支援事業 8,737 					
10	地域包括ケア推進事業費	8,200	8,200	0	・市町村支援事業					
11	高齢者介護予防推進事業費	744,083	732,067	12,016	・地域でガッチリ安心サポート事業(地域支援事業)					
12	介護保険低所得者利用負担対策事業費	15,179	15,709	▲ 530	・社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業 15,128					
13	介護サービス適正実施指導事業費	3,713	3,326	387	・介護サービス情報の公表事業					
14	新たな共助の仕組みづくり推進事業費	86,357	52,479	33,878	<ul style="list-style-type: none"> ・くにびき学園運営事業 35,150 ・健康福祉祭運営事業 10,780 ・市町村老人クラブ連合会助成事業 25,098 ・県老人クラブ等活動推進事業 13,887 					
15	生涯現役社会づくり推進事業費	13,872	5,212	8,660	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿者等顕彰事業 1,035 ・高齢者活躍機運醸成事業 8,217 					
16	軽費老人ホーム運営事業費	312,866	321,471	▲ 8,605	・軽費老人ホーム利用料支援等補助					
17	認知症施策推進事業費	81,264	43,463	37,801	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域連携体制構築等推進事業 35,211 ・介護従事者向け認知症研修事業 44,557 					
18	ケアマネジャー総合支援事業費	5,871	6,887	▲ 1,016	・介護支援専門員実務研修受講試験運営事業 4,970					

(単位:千円)

	議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
19	旧軍人及び未帰還者等援護事業費	29,463	27,608	1,855	・恩給等調査推進事業 17,905	・県遺族連合会助成 3,354	・戦没者遺族援護事業 8,010			
20	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	259,500	126,265	133,235	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金					
21	療養病床再編推進事業費	14,238	18,000	▲ 3,762	・療養病床転換等支援事業					
22	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業費	239	5	234	・基金運用収益繰入					
23	介護職員処遇改善事業費	6,951	0	6,951	・介護職員等処遇改善加算の取得促進支援事業					
24	国庫支出金返還金	0	41,700	▲ 41,700	・過年度補助金等返還金					
25	社会福祉諸費	3,602	3,530	72						
26	一般職給与費	216,965	207,864	9,101	・一般職員 31人					

□債務負担行為

(単位:千円)

	事項	期間	限度額	内容	所管課
1	福祉・介護人材確保対策事業費	令和8年度～令和9年度	109,228	介護福祉士等修学資金貸付金	高齢者福祉課
2	老人保健施設整備資金借入金利子補給金(平成14年度分の延長分)	令和8年度～令和12年度	4,534	老人保健施設の施設整備資金借入金の利子補給金	

(単位:千円)

課名	議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
青少年家庭課		3,420,720	3,246,769	173,951	973,283	9,586	0	230,000	6,488	2,201,363
1	女性相談事業費	75,668	67,951	7,717	・女性相談員による相談 41,448 ・理解を促すための普及啓発 1,706 ・女性相談センター管理費 21,099 ・性暴力被害者支援センター事業 3,806 ・女性のつながりサポート相談事業 5,000					
2	DV被害者等保護事業費	38,952	37,941	1,011	・一時保護事業 5,022 ・DV被害者等自立支援事業 1,273 ・一時保護所運営費 32,657					
3	子どもと家庭相談体制整備事業費	95,050	92,048	3,002	・児童相談所運営費 49,593 ・子どもと家庭電話相談 6,772 ・児童相談所虐待対応機能強化事業 11,548 ・児童福祉法改正に係る体制整備事業 18,840 ・ヤングケアラー支援体制強化事業 1,583					
4	施設入所児童支援事業費	1,344,041	1,506,375	▲ 162,334	・児童養護施設等入所児童自立支援事業 3,478 ・児童養護施設退所者等自立支援事業 985 ・児童養護施設措置事業 669,422 ・乳児院措置事業 287,583 ・児童心理治療施設措置事業 180,852 ・自立援助ホーム入所委託事業 28,098 ・母子生活支援施設、助産施設関係事業 20,477 ・わかたけ学園関係事業 122,872 ・児童養護施設整備事業 6,000 ・児童福祉施設等環境改善事業(児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業等) 9,909					
5	里親委託児童支援事業費	181,499	125,213	56,286	・里親措置事業 135,710 ・里親支援センター事業 42,493 ・里親支援事業 2,245 ・里親育成事業 1,051					
6	子どもと家庭特定支援事業費	632,140	328,473	303,667	・児童相談所一時保護事業 299,331 ・出雲児童相談所移転・新築事業 332,313					
7	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費	1,028	1,635	▲ 607	・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業					
8	母子家庭等経済支援事業費	15,468	13,417	2,051	・母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金					
9	母子家庭等自立支援事業費	16,910	15,062	1,848	・母子父子福祉センター運営事業 9,344 ・ひとり親家庭学習支援(市町村補助) 7,390					
10	困難を有する子ども・若者支援事業費	16,557	26,592	▲ 10,035	・困難を有する子ども・若者支援事業					
11	青少年を健やかに育む意識向上事業費	6,314	4,741	1,573	・県民運動推進事業					
12	国庫支出金返還金	0	64,600	▲ 64,600	・過年度補助金等返還金					
13	児童総務諸費	29,772	29,772	0						
14	一般職給与費	967,321	932,949	34,372	・一般職員 131人					

□債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額	内容	所管課
1 出雲児童相談所移転・新築事業費	令和8年度	1,277,248	出雲児童相談所移転・新築工事費	青少年家庭課

(単位:千円)

課名	議案事業名	R7年度当初	R6年度当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
子ども・子育て支援課		10,148,051	10,087,759	60,292	466,283	0	1,443	67,900	12,206	9,600,219
1	結婚支援事業費	187,351	198,994	▲ 11,643	・しまね縁結びサポートセンター運営事業 104,847 ・結婚支援情報発信・出会いの場創出事業 2,590 ・市町村結婚支援体制整備推進事業 12,932 ・結婚コンシェルジュ事業 5,444 ・しまね縁結びサポート企業等支援強化事業 2,868 ・地域少子化対策重点推進交付金事業 44,664 ・未来デザイン事業 13,599					
2	結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業費	185,582	348,351	▲ 162,769	・しまね結婚・子育て市町村交付金 175,000 ・子育て情報発信事業 6,241					
3	みんなで子育て応援事業費(こっこ事業)	18,973	18,640	333	・しまね子育て応援パスポート事業 10,048 ・みんなで子育て応援隊育成事業 1,592 ・ことのは表彰 3,402					
4	子育てに関する経済負担対応事業費	1,592,564	1,780,892	▲ 188,328	・第1子・第2子保育料軽減事業 212,836 ・第3子以降保育料軽減事業 149,233 ・児童手当交付事業 1,194,797 ・幼児教育無償化に係る認可外保育施設等保育料補助事業 35,698					
5	保育所等運営支援事業費	6,227,758	5,942,595	285,163	・保育所等給付費等 5,638,124 ・保育士人材確保等事業 74,954 ・保育対策総合推進事業 371,053 ・幼児教育総合推進事業 4,581 ・保育所等の指導 16,421 ・小規模民間保育所運営対策事業 75,027 ・私立学校等支援事業 31,760 ・保育施設への物価高騰対策支援事業 14,161					
6	地域の子育て支援事業費	1,539,854	1,433,704	106,150	・地域の子育て支援事業 1,418,742(うち放課後児童健全育成事業分 822,016) ・しまねすくすく子育て支援事業 94,590 ・病児保育促進事業 20,000 ・子育て支援の質の確保・向上事業 6,522					
7	放課後児童クラブ支援事業費	258,198	213,846	44,352	・放課後児童クラブ拡充支援事業 34,011 ・放課後児童クラブ施設整備事業 169,749 ・放課後児童クラブ機能向上事業 20,844 ・放課後児童支援員等確保対策事業 30,124 ・放課後児童クラブへの物価高騰対策支援事業 3,470					
8	子育て支援対策臨時特例交付金事業費	511	10	501	・基金運用収益繰入					
9	国庫支出金返還金	0	22,300	▲ 22,300	・過年度補助金等返還金					
10	児童総務諸費	4,853	4,853	0						
11	一般職給与費	132,407	123,574	8,833	・一般職員 18人					

□債務負担行為

(単位:千円)

	事項	期間	限度額	内容	所管課
1	知事からの「こっこメッセージ」贈呈事業費	令和8年度	117	知事からのお祝いメッセージと記念品の贈呈事業	子ども・子育て支援課

(単位:千円)

課名	議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
障がい福祉課		11,450,201	10,901,660	548,541	1,858,813	1,543	1	56,200	203,337	9,330,307
1	障がい者施策推進事業費	11,532	10,833	699	障がいを理由とする差別解消推進事業 10,527					
2	障がい者自立支援給付制度運営事業費	32,483	30,104	2,379	障がい者相談支援従事者等研修事業 20,391 ・障がい者ヘルパー養成研修 3,306					
3	障がい者相談事業費	44,476	40,361	4,115	高次脳機能障がい者支援事業 19,227 ・強度行動障がい者特別支援体制整備事業 14,524 精神障がい者地域生活移行支援事業 7,468 ・障がい者虐待防止対策支援事業 2,879					
4	障がい者施設等整備事業費	211,116	220,627	▲ 9,511	障がい者福祉施設等整備事業					
5	障がい者地域生活支援事業費	390,309	282,059	108,250	市町村障がい者地域生活支援事業 225,374 ・県障がい者地域生活支援事業 27,613 障がい者芸術文化活動支援事業 11,000 ・エネルギー価格・物価高騰対策事業 126,322					
6	障がい者自立支援給付事業費	5,440,492	5,147,178	293,314	障がい者介護給付等事業 5,330,910 ・療養介護医療給付事業 69,106 補装具給付事業 40,476					
7	障がい者自立支援医療等給付事業費	2,502,675	2,473,788	28,887	障がい者自立支援医療給付事業 1,705,660 ・福祉医療費助成事業 797,015					
8	障がい児施設等給付費	1,511,941	1,383,384	128,557	障がい児施設措置費 413,346 ・障がい児入所給付費 183,422 障がい児通所給付費 896,971					
9	障がい者利用施設運営事業費	163,654	98,360	65,294	障がい者サポート体制強化事業 161,609 ・聴覚障害者情報センター運営事業 2,045					
10	子ども発達支援事業費	285,172	263,696	21,476	発達障がい者支援体制整備事業 90,104 ・障がい児等療育支援事業 49,098 重症心身障がい児者サービス基盤整備事業 56,074 医療的ケア児支援センター運営事業 15,445 重症心身障がい児(者)巡回等療育支援事業 1,793 ・子どもの心の診療ネットワーク事業 22,714 島根県障がい児支援事業(ハッピーアフタースクール等) 17,949 発達障がい初診前アセスメント強化事業 22,712					
11	障がい者就労支援事業費	173,217	170,503	2,714	障がい者就労移行推進事業 106,302 ・障がい者就労支援事業所工賃向上事業 66,915					
12	障がい者手当等給付事業費	196,341	199,932	▲ 3,591	心身障害者扶養共済給付事業 185,414 ・特別児童扶養手当支給事業 10,849					
13	ひとにやさしいまちづくり推進事業費	528	3,220	▲ 2,692	身体障がい者等用駐車場利用証制度 220 ・しまね福祉マップ 121					
14	心と体の相談センター運営費	64,190	68,373	▲ 4,183	心と体の相談センター運営費 28,408 ・ひきこもり支援センター事業 11,143 精神保健福祉センター事業(依存症対策総合支援事業) 1,645 ひきこもり支援地域体制整備事業 19,070					
15	精神保健推進事業費	50,272	46,806	3,466	自死総合対策事業 32,408 ・精神保健対策費 15,773					
16	精神医療提供事業費	102,042	100,803	1,239	精神科救急医療体制整備事業 44,398 ・精神保健医療費 46,833 精神医療適正化事業 8,582					
17	国庫支出金返還金	0	97,653	▲ 97,653	過年度補助金等返還金					
18	障がい福祉諸費	10,461	10,461	0						
19	一般職給与費	259,300	253,519	5,781	一般職員 36人					

□債務負担行為

(単位:千円)

	事 項	期 間	限度額	内 容	所管課
1	障がい者手当等給付事業費	令和7年度～令和13年度	40,960	心身障害者扶養共済システムの更新事業	障がい福祉課

(単位:千円)

課名	議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
薬事衛生課		1,294,156	1,647,107	▲ 352,951	80,505	0	74,455	0	26,001	1,113,195
1	薬剤師確保対策事業費	3,945	2,643	1,302	・奨学金返還助成事業					
2	医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	8,820	4,600	4,220	・薬剤師確保対策事業					
3	感染症予防対策推進事業費	84,700	72,630	12,070	・感染に係る相談・検査事業 8,250 ・感染症発生動向調査事業 30,888 ・風しん抗体検査緊急対策事業 3,183 ・感染症予防事業 13,255 ・予防接種事故対策費 7,745 ・肝がん等重症化予防事業 4,405 ・肝疾患診療地域連携体制強化事業 11,337					
4	感染症の医療体制整備事業費	301,799	280,909	20,890	・感染症指定医療機関運営費 56,624 ・感染症指定医療機関施設・設備整備費 500 ・新型インフルエンザ等対策費 232,962 ・感染症医療費公費負担 6,582 ・流行初期医療確保措置 2,400					
5	結核対策推進事業費	26,815	22,038	4,777	・結核医療費公費負担事務 5,507 ・結核に関する健康診断事業 9,364 ・結核適正医療確保事業 5,409 ・結核登録者健康管理事業 1,240 ・結核予防事業 2,691					
6	エイズ予防対策推進事業費	2,341	3,309	▲ 968	・エイズ治療拠点病院等研修・人材養成、治療ケア促進事業、普及啓発活動、相談事業					
7	公害被害健康対策推進事業費	0	243	▲ 243	・笹ヶ谷周辺公害地区補償給付・健康管理事業					
8	カネミ油症被害者検診・支援事業費	1,679	1,679	0	・カネミ油症患者追跡調査、患者に対する支援事業					
9	医薬品等の安全確保事業費	44,654	13,820	30,834	・医薬品医療機器等法・薬剤師法に基づく許可・監視・指導事務 8,130 ・薬物乱用防止対策事業 2,326 ・麻薬免許システム更新事業 796 ・薬局・一般公衆浴場への物価高騰対策支援事業 33,244					
10	食品衛生対策推進事業費	81,223	86,603	▲ 5,380	・啓発・情報発信事業 4,119 ・食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務 73,298 ・食品衛生関係指導・育成事業 3,806					
11	食品流通対策事業費	1,831	2,621	▲ 790	・食品表示適正化対策事業					
12	動物管理等対策事業費	39,492	37,371	2,121	・動物保護管理等対策事業 17,093 ・動物愛護対策推進事業 16,009					
13	水道施設・水道水質の維持管理事業費	4,924	498,525	▲ 493,601	・水道事業統合促進、水道施設整備・更新・耐震化等指導事業					
14	血液対策事業費	1,979	1,860	119	・献血推進事業費補助事業					
15	生活衛生団体等の育成事業費	29,319	28,593	726	・生活衛生営業指導センター補助事業					
16	国庫支出金返還金	389,300	193,600	195,700	・過年度補助金等返還金					
17	公衆衛生諸費	4,785	5,448	▲ 663						
18	環境衛生諸費	10,558	11,910	▲ 1,352						
19	医薬諸費	4,050	4,421	▲ 371						
20	一般職給与費	251,942	374,284	▲ 122,342	・一般職員 36人					

□債務負担行為

(単位:千円)

	事 項	期 間	限度額	内 容	所管課
1	麻薬免許システム更新事業費	令和7年度～令和12年度	30,920	麻薬免許システムの更新事業	薬事衛生課
2	食品関係システム開発運用経費	令和7年度～令和12年度	35,315	食品関係システムの改修事業	
3	感染症情報提供システム開発・運用・保守費	令和8年度～令和13年度	26,820	感染症情報提供システムの開発・運用・保守事業	
4	感染症の医療体制整備事業費	令和8年度～令和11年度	43,264	備蓄物資等保管等業務委託費	
5	薬剤師確保対策事業費	令和8年度～令和19年度	31,680	奨学金返還助成事業	

■令和7年度当初予算案 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名 議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰 促進センター診療所特別会計	285,907	307,345	▲ 21,438	207,755	0	0	0	78,152	0
1 一般管理費	110,793	98,410	12,383	・一般管理費					
2 医業費	5,660	5,636	24	・医薬品材料費					
3 予備費	86,191	79,770	6,421	・退職手当引当金					
4 一般職給与費	83,263	123,529	▲ 40,266	・一般職員 10人					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県国民健康保険特別会計	61,061,070	59,273,013	1,788,057	15,190,166	15,802,230	0	0	30,068,674	0
1 国民健康保険管理運営費	8,869	8,701	168	・管理運営費					
2 保険給付費等交付金	51,216,379	48,763,406	2,452,973	・保険給付費等交付金					
3 後期高齢者支援金	7,276,259	7,826,744	▲ 550,485	・後期高齢者支援金					
4 前期高齢者納付金	7,337	8,314	▲ 977	・前期高齢者納付金					
5 介護納付金	2,254,315	2,341,791	▲ 87,476	・介護納付金					
6 病床転換支援金	4	12	▲ 8	・病床転換支援金					
7 特別高額医療費共同事業拠出金	162,763	183,036	▲ 20,273	・特別高額医療費共同事業拠出金					
8 財政安定化基金事業費	986	21	965	・財政安定化基金事業費					
9 保健事業費	99,252	104,561	▲ 5,309	・保健事業費					
10 諸支出金	686	1,398	▲ 712	・過年度補助金等返還金					
11 国民健康保険財政調整基金事業費	965	39	926	・国民健康保険財政調整基金事業費					
12 予備費	0	0	0						
13 一般職給与費	33,255	34,990	▲ 1,735	・一般職員 4人					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	R7年度 当初	R6年度 当初	比較	本年度の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	389,109	368,767	20,342	0	0	0	0	389,109	0
1 母子福祉資金貸付金	248,670	261,034	▲ 12,364	・母子福祉資金貸付金					
2 父子福祉資金貸付金	35,675	35,675	0	・父子福祉資金貸付金					
3 寡婦福祉資金貸付金	15,257	11,549	3,708	・寡婦福祉資金貸付金					
4 母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	12,218	10,647	1,571	・母子父子寡婦福祉資金貸付事務費					
5 予備費	77,289	49,862	27,427	・予備費					

□債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額	内容	所管課
1 母子福祉資金貸付金	令和8年度～令和12年度	321,298	母子家庭への福祉資金貸付金	青少年家庭課
2 父子福祉資金貸付金	令和8年度～令和12年度	49,725	父子家庭への福祉資金貸付金	
3 寡婦福祉資金貸付金	令和8年度～令和12年度	11,475	寡婦家庭への福祉資金貸付金	
4 母子父子寡婦福祉資金利子補給金	令和8年度～令和16年度	461	母子父子寡婦福祉資金の利子補給金	
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	令和7年度～令和12年度	40,003	母子父子寡婦福祉資金システムの開発運用経費	

令和6年度2月補正予算案(中日提案分) (健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,645,124	2,340,797	▲ 26,243	8,041	2,618,881	2,348,838
地域福祉課	1,151,628	979,914	252,257	▲ 30,625	1,403,885	949,289
医療政策課	12,529,594	7,278,649	▲ 1,199,753	▲ 54,594	11,329,841	7,224,055
健康推進課	21,045,936	19,655,015	▲ 131,717	▲ 492,405	20,914,219	19,162,610
高齢者福祉課	16,877,819	14,153,386	▲ 1,321,130	▲ 1,322,176	15,556,689	12,831,210
青少年家庭課	3,323,266	2,253,612	▲ 76,179	▲ 100,249	3,247,087	2,153,363
子ども・子育て支援課	10,575,304	9,952,749	▲ 429,859	▲ 481,019	10,145,445	9,471,730
障がい福祉課	11,391,053	8,914,244	▲ 62,118	125,048	11,328,935	9,039,292
薬事衛生課	3,350,759	2,506,005	▲ 664,385	▲ 376,608	2,686,374	2,129,397
健康福祉部計	82,890,483	68,034,371	▲ 3,659,127	▲ 2,724,587	79,231,356	65,309,784

(※)補正前の額は、補正予算(第9号)後の額

2. 特別会計

(単位:千円)

会計名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	285,732	0	▲ 38,698	0	247,034	0
島根県国民健康保険特別会計	61,320,914	0	1,007,222	0	62,328,136	0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	463,566	0	▲ 3,079	0	460,487	0

■令和6年度2月補正予算案(中日提案分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康福祉部		82,890,483	▲ 3,659,127	79,231,356	▲ 1,366,472	1,248	▲ 11,053	▲ 109,300	551,037	▲ 2,724,587
健康福祉総務課		2,645,124	▲ 26,243	2,618,881	17	0	▲ 1,210	0	▲ 33,091	8,041
1	健康福祉事務集中処理事業費	10,279	▲ 229	10,050	・健康福祉事務集中処理事業費					
2	保健環境科学研究所管理運営費	73,657	▲ 2,208	71,449	・施設等維持管理費 ▲2,711 ・調査研究費 ▲656 ・施設設備整備費(備品整備費) 954					
3	保健所管理運営費	249,245	6,124	255,369	・施設等維持管理費 ▲1,022 ・施設設備整備費 459 ・管理運営費(共同設置保健所負担金、保健所運営費) 6,687					
4	総合福祉センター維持管理運営事業費	201,172	▲ 6,464	194,708	・いきいきプラザ島根(指定管理料等) ▲4,112 ・いわみーる(指定管理料等) ▲2,352					
5	保健福祉情報の収集・提供事業等事業費	23,384	▲ 1,400	21,984	・国民生活基礎調査 ▲713 ・統計情報提供事業 ▲595					
6	医務諸費	36,220	▲ 656	35,564						
7	保健所諸費	15,306	▲ 1	15,305						
8	一般職給与費	1,987,783	▲ 21,409	1,966,374	・一般職員 261人→258人					
地域福祉課		1,151,628	252,257	1,403,885	▲ 6,672	0	0	0	289,554	▲ 30,625
1	福祉・介護人材確保対策事業費	390,216	▲ 1,632	388,584	・民間社会福祉施設退職手当共済事業給付費補助事業					
2	福祉サービス改善支援事業費	19,598	▲ 4,000	15,598	・社会福祉法人経営労務管理改善支援事業					
3	社会福祉法人指導事業費	10,962	▲ 1,442	9,520	・社会福祉法人等に対する指導監査及び関連事業					
4	行旅病人等への支援事業費	147	384	531	・行旅病人等への費用弁償経費					
5	生活保護費の給付事業費	70,802	862	71,664	・生活保護費の給付					
6	生活困窮者支援体制整備事業費	61,612	▲ 17,135	44,477	・子どもの居場所創出等支援事業 ▲746 ・生活困窮者への支援体制強化事業 ▲5,639 ・子ども食堂緊急支援事業 ▲10,750					
7	重層的支援体制整備事業費	36,598	▲ 5,622	30,976	・重層的支援体制整備事業					
8	国庫支出金返還金	21,200	280,780	301,980	・過年度補助金等返還金					
9	一般職給与費	173,071	62	173,133	・一般職員 23人→23人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
医療政策課		12,529,594	▲ 1,199,753	11,329,841	▲ 618,618	0	▲ 1,313	0	▲ 525,228	▲ 54,594
1	地域医療を支える医師確保養成対策事業費(総合確保基金分)	622,054	▲ 68,070	553,984	・地域医療奨学金貸与事業 ▲25,689 ・地域医療支援センター運営事業 ▲8,674 ・医師養成推進事業 ▲2,764 ・地域医療振興推進事業 ▲28,545 ・周産期医療体制構築事業 ▲1,981					
2	看護師等確保対策事業費(総合確保基金分)	193,371	▲ 16,333	177,038	・看護職員の確保・定着事業					
3	医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	152,824	▲ 41,122	111,702	・県内医療従事者確保事業 ▲2,115 ・医療従事者の勤務環境改善支援事業 ▲37,576 ・医療機関等への物価高騰対策支援事業(食材料費分) ▲1,431					
4	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	179,107	▲ 39,317	139,790	・医療連携推進事業 ▲1,851 ・市町村支援事業 ▲2,187 ・病院体制整備事業 ▲3,497 ・訪問診療等設備整備事業 ▲15,450 ・病床の機能分化に向けた病院と在宅の連携体制強化事業 ▲1,332 ・医療介護情報連携モデル事業 ▲15,000					
5	地域医療の連携推進費(総合確保基金分)	526,822	▲ 384,796	142,026	・しまね型医療提供体制構築事業 ▲250,622 ・医療介護連携ITシステム構築支援事業 ▲42,974 ・病床機能再編支援事業 ▲91,200					
6	医療介護総合確保促進交付金事業費	1,154,042	▲ 91,546	1,062,496	・医療介護総合確保促進基金造成費 ▲104,000 ・基金運用収益繰入 4 ・返還に伴う積み戻し 4,456 ・令和5年度決算に伴う積み戻し 7,994					
7	地域医療を支える医師確保養成対策事業費	304,658	▲ 16,815	287,843	・医師確保チームによるアクティブプロジェクト事業 ▲2,299 ・地域勤務医師支援事業 ▲9,589 ・地域医療支援事業 ▲2,121 ・地域医療奨学金貸与事業 ▲2,736 ・自治医科大学運営費負担金 ▲70					
8	看護師等確保対策事業費	83,846	▲ 25,521	58,325	・島根「ふるさと」看護奨学金貸与 ▲25,200 ・助産師活用推進事業 ▲321					
9	県立高等看護学院運営事業費	337,393	▲ 6,845	330,548	・石見高等看護学院運営費 1,027 ・松江高等看護学院運営費 ▲7,872					
10	保健医療計画の策定費	8,102	▲ 1,854	6,248	・地域保健医療対策会議等会議開催経費					
11	医療機関の機能充実費	1,275,729	▲ 398,456	877,273	・有床診療所等スプリンクラー等施設整備 ▲37,260 ・医療機関の施設・設備整備 ▲283,242 ・災害拠点病院等の給水設備強化・非常用自家発電装置整備事業 ▲204,729 ・公立邑智病院施設整備事業 152,191 ・中山間地域における地域医療拠点病院設備整備支援事業 ▲25,416					
12	離島医療の充実のための事業費	265,609	150,571	416,180	・隠岐広域連合の本部管理費の負担 16 ・隠岐病院建替整備事業負担金 ▲22 ・隠岐広域連合の離島医療財政支援事業費の負担 150,577					
13	県西部地域の医療を充実させる事業費	557	▲ 131	426	・西部医療提供体制検討会経費					
14	へき地等の医療機関を支援する事業費	137,634	▲ 37,011	100,623	・へき地診療所運営費補助 ▲33,957 ・へき地医療拠点病院運営費補助 ▲3,054					
15	救急医療体制の整備費	501,519	▲ 3,804	497,715	・ドクターヘリ運航事業 ▲3,812					
16	原子力災害時の医療体制整備費	65,369	▲ 15,347	50,022	・原子力災害医療関係機関連絡会議 ▲2,596 ・原子力災害医療活動用資機材整備 ▲1,854 ・安定ヨウ素剤事前配布経費 ▲10,897					
17	風水害震災時の医療体制整備費	16,313	▲ 2,901	13,412	・災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備(防災訓練等参加支援)					
18	地域医療の連携推進費	1,353,596	▲ 328	1,353,268	・医療連携体制推進事業(会議経費等)					

(単位:千円)

議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
19 医療法関係業務費	8,858	317	9,175	・県医療審議会経費					
20 県立病院管理事業費	4,919,654	▲ 193,599	4,726,055	・県立病院一般会計繰出金 ▲68,204 ・看護師業務支援 1,736 ・地域勤務医師支援 ▲127,131					
21 国庫支出金返還金	53,700	▲ 7,574	46,126	・過年度補助金等返還金					
22 一般職給与費	304,732	729	305,461	・一般職員 33人→35人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
健康推進課		21,045,936	▲ 131,717	20,914,219	▲ 51,564	1,000	84	0	411,168	▲ 492,405
1	しまね産前・産後安心サポート事業費	29,500	▲ 3,301	26,199	・産前・産後訪問サポート事業					
2	しまね健康寿命延伸プロジェクト事業費	17,703	▲ 6	17,697	・健康寿命延伸強化事業					
3	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	3,774	▲ 396	3,378	・在宅緩和ケア推進事業					
4	しまねがん対策強化事業費	75,719	▲ 1,828	73,891	・がん検診充実事業 ▲1,285 ・安心しまねのがん医療実現事業 ▲1,137 ・緩和ケア提供体制強化事業 ▲82 ・患者家族支援事業 584 ・がん教育事業 120 ・計画推進事業(全国がん登録事業含) ▲28					
5	生活習慣病予防対策事業費	44,800	▲ 5,119	39,681	・健康増進事業 ▲5,970 ・生活習慣病予防啓発事業 1,000					
6	後期高齢者医療支援事業費	12,508,440	▲ 183,129	12,325,311	・医療給付費県費負担金 ▲150,074 ・基盤安定負担金 保険料軽減分 ▲70,977 ・高額医療費県費負担金 38,080					
7	国民健康保険支援事業費	5,129,553	350,979	5,480,532	・基盤安定等負担金 保険料軽減分 25,212 ・基盤安定等負担金 保険者支援分 3,374 ・基盤安定等負担金 未就学児均等割分 ▲408 ・基盤安定等負担金 産前産後保険料分 ▲2,378 ・国民健康保険特別会計繰出金 325,452					
8	親と子の医療費助成事業費	602,414	▲ 132,298	470,116	・乳幼児等医療費助成事業 ▲129,224 ・未熟児養育医療費給付費 ▲3,074					
9	不妊治療支援事業費	42,049	▲ 18,219	23,830	・不妊治療費助成事業 ▲17,818 ・がん患者等に対する妊孕性温存療法支援事業 ▲400					
10	特定医療費等助成事業費	1,458,382	▲ 46,900	1,411,482	・特定医療費支給事業 ▲44,567 ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 1,723					
11	小児慢性特定疾患対策事業費	100,286	▲ 131	100,155	・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 ▲130					
12	肝炎医療費助成事業費	92,685	▲ 25,627	67,058	・肝炎医療費助成事業 ▲12,369 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 ▲13,258					
13	原爆被爆者対策事業費	292,990	▲ 11,163	281,827	・被爆者助成事業 ▲9,321 ・被爆者健康診断事業 ▲1,842					
14	ハンセン病療養所入所者等支援事業費	2,544	▲ 44	2,500	・普及啓発事業 ▲36					
15	健康長寿しまね推進事業費	7,719	▲ 1	7,718	・健康長寿しまね推進事業 221 ・圏域計画推進事業 ▲196 ・健康長寿しまねの評価 ▲26					
16	食育推進基盤整備事業費	13,166	▲ 2,715	10,451	・国民健康栄養調査 ▲2,658					
17	母と子の健康支援事業費	122,036	▲ 30,588	91,448	・母子保健推進事業 ▲90 ・出産・子育て応援交付金事業 ▲30,496					
18	お産あんしんネットワーク事業費	101,108	▲ 4,780	96,328	・周産期医療ネットワーク構築事業					
19	80歳20本の歯推進事業費	4,321	▲ 2	4,319	・歯科保健定着促進事業 56 ・親と子のよい歯のコンクール ▲57					
20	アレルギー対策推進事業費	451	▲ 2	449	・アレルギー対策推進事業					
21	保険医療機関等指導事業費	7,871	▲ 750	7,121	・保険医療機関指導事業					
22	医療費適正化計画対策費	1,700	▲ 1	1,699	・医療費適正化計画対策費					
23	地域保健関係職員研修事業費	9,248	▲ 57	9,191	・キャリアアップ研修					
24	国庫支出金返還金	136,000	▲ 16,480	119,520	・過年度補助金等返還金					
25	一般職給与費	200,571	841	201,412	・一般職員 26人→26人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
高齢者福祉課		16,877,819	▲ 1,321,130	15,556,689	▲ 174,614	0	▲ 1,775	▲ 141,800	319,235	▲ 1,322,176
1	介護人材確保対策事業費(総合確保基金分)	235,873	▲ 23,285	212,588	・訪問看護師確保対策事業(新卒等訪問看護師育成事業等) ▲5,729 ・キャリアアップ研修支援事業 ▲9,457 ・認知症ケア人材育成研修事業 ▲1,267 ・介護人材確保促進事業 ▲6,621					
2	介護施設等整備事業費(総合確保基金分)	157,670	▲ 154,670	3,000	・介護施設等整備事業					
3	介護施設等整備推進事業費(総合確保基金分)	218,208	▲ 187,312	30,896	・介護施設等整備推進事業(開設準備経費助成)					
4	医療介護総合確保促進交付金事業費	368,907	▲ 165,362	203,545	・医療介護総合確保促進基金造成費 ▲167,205 ・基金運用収益繰入 9 ・返還に伴う積み戻し 1,834					
5	在宅医療の推進事業費(総合確保基金分)	13,249	▲ 892	12,357	・訪問看護推進事業					
6	福祉人材確保・育成事業費	1,229,881	▲ 25,272	1,204,609	・福祉・介護人材確保定着促進事業 13,282 ・介護テクノロジー一定着支援事業 ▲38,554					
7	介護保険制度施行支援事業費	452,919	▲ 125,371	327,548	・介護サービス継続支援事業 ▲10,776 ・老人福祉施設整備事業 ▲112,500 ・老人保健施設整備資金借入金利子補給 ▲1,588					
8	介護保険制度運営支援事業費	12,411,104	▲ 432,165	11,978,939	・介護給付費負担金事業 ▲381,405 ・第1号保険料軽減事業 ▲50,759					
9	保険者機能強化推進事業費	28,122	▲ 2,830	25,292	・現状分析等支援事業 ▲6,666 ・生活支援体制整備事業 4,036					
10	高齢者介護予防推進事業費	732,067	▲ 60,000	672,067	・地域でガッチリ安心サポート事業(地域支援事業)					
11	介護保険低所得者利用負担対策事業費	15,709	123	15,832	・社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業					
12	軽費老人ホーム運営事業費	321,471	▲ 31,759	289,712	・軽費老人ホーム利用料支援等補助 ▲30,049 ・能登半島地震避難高齢者の受け入れ支援 ▲1,710					
13	認知症施策推進事業費	43,463	▲ 821	42,642	・認知症介護指導者養成研修事業 ▲820					
14	ケアマネジャー総合支援事業費	6,887	▲ 2,701	4,186	・介護支援専門員実務研修受講試験運営事業					
15	旧軍人及び未帰還者等援護事業費	29,483	▲ 3,164	26,319	・恩給等調査推進事業 ▲30 ・県遺族連合会助成 ▲1,439 ・戦没者遺族援護事業 ▲1,610					
16	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	262,168	▲ 71,829	190,339	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金					
17	療養病床再編推進事業費	18,000	▲ 14,238	3,762	・療養病床転換等支援事業					
18	国庫支出金返還金	41,700	▲ 18,651	23,049	・過年度補助金等返還金					
19	社会福祉諸費	3,530	▲ 1	3,529						
20	一般職給与費	211,735	▲ 930	210,805	・一般職員 31人→31人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
青少年家庭課		3,323,266	▲ 76,179	3,247,087	27,064	▲ 2,758	0	0	▲ 236	▲ 100,249
1	女性相談事業費	72,649	▲ 2,345	70,304	・女性相談員による相談 ▲491 ・理解を促すための普及啓発 417 ・女性相談センター管理費 ▲12 ・性暴力被害者支援センター事業 ▲1,194 ・女性のつながりサポート相談事業 ▲501					
2	DV被害者等保護事業費	38,954	670	39,624	・一時保護事業 ▲73 ・一時保護所運営費 743					
3	子どもと家庭相談体制整備事業費	96,347	▲ 17,580	78,767	・児童相談所運営費 ▲6,383 ・子どもと家庭電話相談 ▲638 ・児童相談所虐待対応機能強化事業 ▲1,166 ・児童福祉法改正に係る体制整備事業 ▲9,016 ・ヤングケアラー支援体制強化事業 ▲96 ・社会的養育推進計画見直し 350					
4	施設入所児童支援事業費	1,512,470	▲ 9,505	1,502,965	・児童養護施設等入所児童自立支援事業 ▲521 ・児童養護施設退所者等自立支援事業 ▲700 ・児童養護施設措置事業 ▲1,515 ・乳児院措置事業 24,730 ・児童心理治療施設措置事業 5,599 ・自立援助ホーム入所委託事業 3,657 ・母子生活支援施設、助産施設関係事業 ▲20,507 ・わかたけ学園関係事業 ▲14,670 ・児童養護施設整備事業 ▲1,169					
5	里親委託児童支援事業費	125,213	4,828	130,041	・里親措置事業 5,140 ・里親支援事業 14 ・里親育成事業 ▲326					
6	子どもと家庭特定支援事業費	349,896	▲ 24,203	325,693	・児童相談所一時保護事業 ▲23,499					
7	母子家庭等経済支援事業費	14,187	▲ 3,010	11,177	・母子父子寡婦福祉資金貸付					
8	青少年を健やかに育む意識向上事業費	4,741	500	5,241	・県民運動推進事業					
9	国庫支出金返還金	64,600	▲ 21,424	43,176	・過年度補助金等返還金					
10	一般職給与費	971,148	▲ 4,110	967,038	・一般職員 132人→131人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
子ども・子育て支援課		10,575,304	▲ 429,859	10,145,445	▲ 108,174	2,397	0	32,500	124,437	▲ 481,019
1	結婚支援事業費	201,994	▲ 54,825	147,169	・しまね縁結びサポートセンター運営事業 ▲9,307 ・市町村結婚支援体制整備推進事業 ▲11,304 ・地域少子化対策重点推進交付金事業 ▲34,213					
2	結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業費	348,723	53,102	401,825	・しまね結婚・子育て市町村交付金 53,269 ・子育て情報発信事業 ▲166					
3	みんなで子育て応援事業費(こっころ事業)	19,012	▲ 1	19,011	・しまね子育て応援パスポート事業					
4	子育てに関する経済負担対応事業費	1,780,892	▲ 98,352	1,682,540	・第1子・第2子保育料軽減事業 ▲41,537 ・第3子以降保育料軽減事業 ▲10,749 ・児童手当交付事業 ▲38,771 ・幼児教育無償化に係る認可外保育施設等保育料補助事業 ▲7,295					
5	保育所等運営支援事業費	6,419,995	▲ 266,869	6,153,126	・保育所等給付費等 ▲149,461 ・保育士人材確保等事業 ▲21,707 ・保育対策総合推進事業 ▲93,682 ・保育所等の指導 350 ・待機児童ゼロ化事業 ▲5,471 ・私立学校等支援事業 3,102					
6	地域の子育て支援事業費	1,433,704	▲ 42,749	1,390,955	・地域の子育て支援事業 ▲44,353 ・病児保育促進事業 1,659 ・子育て支援の質の確保・向上事業 ▲55					
7	放課後児童クラブ支援事業費	213,846	▲ 59,631	154,215	・放課後児童クラブ拡充支援事業 ▲28,021 ・放課後児童クラブ施設整備事業 ▲19,793 ・放課後児童支援員等確保対策事業 ▲11,817					
8	子育て支援対策臨時特例交付金事業費	10	340	350	・基金運用収益繰入 1 ・令和5年度決算に伴う積み戻し 339					
9	国庫支出金返還金	22,300	38,494	60,794	・過年度補助金等返還金					
10	一般職給与費	129,975	632	130,607	・一般職員 18人→18人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
障がい福祉課		11,391,053	▲ 62,118	11,328,935	▲ 156,397	609	0	0	▲ 31,378	125,048
1	障がい者施策推進事業費	11,223	▲ 24	11,199	・県障がい者施策審議会経費					
2	障がい者自立支援給付制度運営事業費	30,847	▲ 1,263	29,584	・障がい者相談支援従事者等研修事業 ▲1,050 ・障がい者ヘルパー養成研修 ▲86					
3	障がい者相談事業費	40,361	▲ 2,382	37,979	・高次脳機能障がい者支援事業 ▲541 ・強度行動障がい者特別支援体制整備事業 ▲932 ・精神障がい者地域生活移行支援事業 ▲909					
4	障がい者施設等整備事業費	439,673	▲ 152,240	287,433	・障がい者福祉施設等整備事業					
5	障がい者地域生活支援事業費	282,059	▲ 659	281,400	・市町村障がい者地域生活支援事業 7,506 ・県障がい者地域生活支援事業 ▲8,165					
6	障がい者自立支援給付事業費	5,148,498	67,248	5,215,746	・障がい者介護給付等事業 67,297 ・療養介護医療給付事業 476 ・補装具給付事業 ▲525					
7	障がい者自立支援医療等給付事業費	2,487,033	▲ 24,892	2,462,141	・障がい者自立支援医療給付事業 38,918 ・福祉医療費助成事業 ▲63,810					
8	障がい児施設等給付費	1,384,134	98,372	1,482,506	・障がい児施設措置費 16,822 ・障がい児入所給付費 13,155 ・障がい児通所給付費 84,182					
9	障がい者利用施設運営事業費	98,360	8,154	106,514	・点字図書館運営費補助 7,010 ・聴覚障害者情報センター運営事業 1,144					
10	子ども発達支援事業費	263,696	▲ 4,939	258,757	・重症心身障がい児者サービス基盤整備事業 ▲5,642 ・子どもの心の診療ネットワーク事業 ▲481 ・島根県障がい児支援事業 1,185					
11	障がい者就労支援事業費	186,767	▲ 23,293	163,474	・障がい者就労移行推進事業 ▲4,909 ・障がい者就労支援事業所工賃向上事業 ▲18,384					
12	障がい者手当等給付事業費	200,304	▲ 3,499	196,805	・心身障害者扶養共済給付事業 ▲4,000 ・特別児童扶養手当支給事業 501					
13	ひとにやさしいまちづくり推進事業費	3,220	93	3,313	・県ひとにやさしいまちづくり審議会経費					
14	心と体の相談センター運営費	70,626	▲ 23,294	47,332	・心と体の相談センター運営費 ▲878 ・ひきこもり支援センター事業 ▲7,049 ・精神保健福祉センター事業(依存症対策総合支援事業) ▲371 ・ひきこもり支援地域体制整備事業 ▲14,383					
15	精神保健推進事業費	47,218	▲ 10,054	37,164	・自死総合対策事業 ▲9,032 ・精神保健対策費 ▲1,022					
16	精神医療提供事業費	100,803	18,779	119,582	・精神保健医療費					
17	国庫支出金返還金	97,653	▲ 6,877	90,776	・過年度補助金等返還金					
18	一般職給与費	261,817	▲ 1,348	260,469	・一般職員 36人→36人					

(単位:千円)

課名	議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
					国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
薬事衛生課		3,350,759	▲ 664,385	2,686,374	▲ 277,514	0	▲ 6,839	0	▲ 3,424	▲ 376,608
1	薬剤師確保対策事業費	2,643	▲ 1,898	745	・奨学金返還助成事業					
2	医療従事者確保対策事業費(総合確保基金分)	4,600	▲ 20	4,580	・薬剤師確保対策事業					
3	感染症予防対策推進事業費	74,091	66	74,157	・感染に係る相談・検査事業 ▲312 ・感染症発生動向調査事業 21 ・感染症予防事業 ▲557 ・予防接種事故対策費 1,197					
4	感染症の医療体制整備事業費	581,812	8,719	590,531	・感染症指定医療機関施設・設備整備費 2,888 ・感染症医療費公費負担 5,836					
5	結核対策推進事業費	22,038	3,958	25,996	・結核医療費公費負担事務 2,715 ・結核に関する健康診断事業 2,739 ・結核適正医療確保事業 ▲1,425 ・結核登録者健康管理事業 130 ・結核予防事業 ▲201					
6	エイズ予防対策推進事業費	3,309	▲ 603	2,706	・エイズ治療拠点病院等研修・人材養成、治療ケア促進事業、普及啓発活動					
7	公害被害健康対策推進事業費	243	▲ 243	0	・笹ヶ谷周辺公害地区補償給付・健康管理事業					
8	医薬品等の安全確保事業費	13,820	▲ 575	13,245	・医薬品医療機器等法・薬剤師法に基づく許可・監視・指導事務 ▲624 ・薬物乱用防止対策事業 3 ・毒劇物に基づく登録・監視・指導事務 46					
9	食品衛生対策推進事業費	88,380	▲ 11,978	76,402	・食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務 ▲11,978					
10	動物管理等対策事業費	38,459	36	38,495	・動物保護管理等対策事業					
11	水道施設・水道水質の維持管理事業費	498,897	▲ 287,941	210,956	・水道事業統合促進、水道施設整備・更新・耐震化等指導事業 ▲106 ・島根県生活基盤施設耐震化等交付金 ▲287,957					
12	国庫支出金返還金	1,718,251	▲ 372,256	1,345,995	・過年度補助金等返還金					
13	一般職給与費	247,312	▲ 1,650	245,662	・一般職員 35人→35人					

□繰越明許費(一般会計)

[追加分]

(単位:千円)

	議案事業名	令和7年度への繰越額	内容	所管課
1	介護保険制度施行支援事業費	96,533	・老人福祉施設整備	高齢者福祉課
2	子どもと家庭特定支援事業費	10,000	・出雲児童相談所工損調査費	青少年家庭課
3	放課後児童クラブ支援事業費	27,000	・放課後児童クラブ施設整備事業	子ども・子育て支援課

[変更分]

(単位:千円)

	議案事業名	令和7年度への繰越額			内容	所管課
		補正前の額	補正額	補正後の額		
1	医療機関の機能充実費	223,482	30,555	254,037	・医療機関の施設・設備整備事業	医療政策課
2	高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費	135,903	16,000	151,903	・地域介護・福祉空間等施設整備交付金	高齢者福祉課
3	障がい者施設等整備事業費	219,046	51,084	270,130	・障がい福祉施設等整備事業	障がい福祉課

□債務負担行為(一般会計)

[追加分]

(単位:千円)

	事項	期間	限度額	内容	所管課
1	ドクターヘリ運航事業費	令和7年度～令和10年度	80,728	ドクターヘリ運航委託費	医療政策課

[変更分]

(単位:千円)

	事項	限度額			期間		内容	所管課
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正前	補正後		
1	総合福祉センター管理運営事業費	1,215,955	19,245	1,235,200	令和7年度から令和11年度まで	令和7年度から令和11年度まで	指定管理料	健康福祉総務課

■令和6年度2月補正予算案(中日提案分) 会計別事業別一覧(特別会計)

(単位:千円)

会計名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	285,732	▲ 38,698	247,034	▲ 38,920	0	0	0	222	0
1 一般管理費	98,410	▲ 19,243	79,167	・一般管理費					
2 医業費	5,636	▲ 1,007	4,629	・医薬品材料費					
3 一般職給与費	104,698	▲ 18,448	86,250	・一般職員 10人→10人					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県国民健康保険特別会計	61,320,914	1,007,222	62,328,136	681,505	▲ 93,838	0	0	419,555	0
1 国民健康保険管理運営費	8,701	▲ 390	8,311	・管理運営費					
2 保険給付費等交付金	50,280,894	1,758,723	52,039,617	・保険給付費等交付金					
3 後期高齢者支援金	7,826,744	▲ 85,717	7,741,027	・後期高齢者支援金					
4 前期高齢者納付金	8,314	7,644	15,958	・前期高齢者納付金					
5 介護納付金	2,341,791	▲ 158,900	2,182,891	・介護納付金					
6 病床転換支援金	12	▲ 8	4	・病床転換支援金					
7 特別高額医療費共同事業拠出金	183,036	▲ 45,701	137,335	・特別高額医療費共同事業拠出金					
8 財政安定化基金事業費	21	▲ 2	19	・財政安定化基金事業費					
9 保健事業費	104,561	▲ 21,040	83,521	・保健事業費					
10 諸支出金	1,398	75,347	76,745	・過年度補助金等返還金 60,563 ・一般会計繰戻 13,527 ・市町村へ償還・交付 1,257					
11 国民健康保険財政調整基金事業費	39	▲ 20	19	・国民健康保険財政調整基金利子					
12 予備費	533,096	▲ 523,321	9,775	・予備費					
13 一般職給与費	32,307	607	32,914	・一般職員 4人→4人					

(単位:千円)

会計名 議案事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳					
				国庫	分・負・寄	使・手	県債	その他	一般財源
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	463,566	▲ 3,079	460,487	0	0	0	0	▲ 3,079	0
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	11,045	▲ 3,079	7,966	・母子父子寡婦福祉資金貸付事務費					

第5期島根県地域福祉支援計画（案）について

1 第5期計画策定の背景

- (1) 現行の「第4期島根県地域福祉支援計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）の計画期間の満了

2 計画の位置づけ

- (1) 社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の推進を支援する目的で策定
(2) 福祉の各分野（高齢者・障がい者・児童・その他）における地域福祉に関して共通して取り組むべき事項を定めた計画とする
(3) 島根創生計画を上位計画と位置づけ、福祉分野の各計画との連携を図り、地域福祉を総合的に推進する

3 計画の期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

4 計画の内容

- (1) 基本目標
「誰もが、住みなれた地域で、互いに支え合いながら、安心して、生きがいを持ち、自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現」
- (2) 施策の体系
- ・基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり
 - ・基本施策2 福祉を担う人づくり
 - ・基本施策3 福祉のまちづくり～ともに支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり
- (3) 計画に新たに盛り込む主な内容
- ・地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し解決を図る包括的支援体制の整備に向けた取組
 - ・福祉・介護人材の安定的な確保を図っていけるよう人材確保に向けた取組のさらなる充実
 - ・災害発生時に福祉の支援を必要とする被災者が適切な支援を受けられるよう要配慮者支援体制の強化

5 計画の進行管理

島根創生計画の重要業績評価指標（KPI）の達成状況を踏まえながら、島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会へ報告し、意見を聴取

6 素案に対する意見照会

令和6年12月23日～令和7年1月22日の期間、パブリックコメントを実施した結果、意見はなかった

7 第2回島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会における委員からの主な意見と対応状況（追記部分）

No.	計画（案）該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方・対応
1	1－（3）－② 地域包括ケアシステムの構築	2024年12月に閣議決定された認知症施策推進基本計画には、基本的な施策として学校教育や社会教育等における「新しい認知症観」が盛り込まれているので、計画へも反映してはどうか。	ご意見を踏まえ、施策展開の方向として、次の内容を追加しました。 <u>○認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく希望を持って暮らすことができる社会の実現に向けて取り組みます。</u>
2	1－（3）－② 地域包括ケアシステムの構築	認知症基本法に「こどもに対する教育」が盛り込まれた。こども、大人に関わらず社会生活の中で認知症への理解は外せないなので、全員が研修を受けるよう記載してほしい。	ご意見を踏まえ、認知症サポーター養成に関して「地域や職域、学校などで」を追記しました。 <u>○地域や職域、学校などでの</u> 認知症サポーターの養成などを通じて、地域で認知症への理解を進め・・・
3	1－（3）－⑤ 多様なサービスの担い手の参入と協働の促進	NPOの活動促進が主体で書かれているが、現在、他の非営利団体等も社会公益的な活動をしているので、NPO以外も含まれるということが、伝わる記述が望ましい。	計画は、NPO以外も対象としているものではありませんが、ご意見を踏まえ、より伝わりやすいよう「NPOなど <u>多様な主体</u> との協働」という記述に修正しました。

4	1－(4)－② 成年後見制度の活用	現在の成年後見制度は利用が低調。使いつらく現状に即していないことから、国も制度改正を進めようとしている。この制度改正に向けた現状と今後県でどのように取り組んでいくのかを書いてほしい。	<p>ご意見を踏まえ、「成年後見制度利用促進基本計画」の考え方と国において制度の見直しに向けた検討が進められている旨を追記しました。</p> <p>○基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付け、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととされており、国においては、成年後見制度（民法）の見直しや権利擁護支援策を総合的に充実するための検討が進められています。市町村の役割としては、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組むことが求められています。都道府県の役割としては、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすことが求められています。</p>
---	----------------------	---	---

8 今後のスケジュール

令和7年3月 島根県社会福祉審議会へ報告
策定・公表

地域医療構想 区域対応方針（案）について

1 経緯

- 今年度、厚生労働省は現行の地域医療構想を更に推進するため、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる「推進区域」を設定し、構想区域での課題解決に向けた取組の推進を図ることとされた。
- 島根県では、これまで7つの構想区域（2次医療圏）毎に、保健所が中心となり、医療機関、関係団体、市町村等と連携して、圏域の調整会議等で協議し、圏域内の役割分担や連携体制について検討してきた。
また、各圏域の医療機関と3次医療機関との役割分担や連携体制についても県全体の課題として検討を進めてきたところですが、今後その重要性はますます増していく。今回の推進区域の設定に当たっては、県全域を推進区域に設定し、島根県医療審議会地域医療構想部会を協議の場として、引き続き全県的な検討を進めることとした。
- 「推進区域」については、当該区域における医療提供体制上の課題、当該課題の解決に向けた方向性及び具体的な取組内容を含む区域対応方針を策定することとされており、年度内の策定に向けて以下のとおり検討を進めている。

7月	厚生労働省「地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」にて推進区域の設定を公表
8月	島根県医療審議会（第1回）
8月	環境厚生委員会に報告
10月	島根県医療審議会 地域医療構想部会（第1回）
12月	島根県医療審議会 総会（第2回）
1月	島根県医療審議会 地域医療構想部会（第2回）
2月	島根県医療審議会 地域医療構想部会（第3回）
3月12日	島根県医療審議会 総会（第3回） 区域対応方針を策定（予定）

2 区域対応方針（案）の概要

(1) 医療提供体制構築の方向性

今後も引き続き、各構想区域において、地域完結型の医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を進めるとともに、医療需要の変化を踏まえ、高度・特殊・専門的医療については、県全体で医療の提供体制を構築するという視点で継続して検討していく。

周産期医療については、各自治体の定住施策の基本であることに配慮しつつ、医療従事者のマンパワー不足が深刻化する中で、安全・安心な分娩体制を守ることが必要。このため、産婦人科、小児科の専門医の確保対策を検討し実行すること、また、医師の負担軽減にもつながる助産師外来などの助産師の活用策を検討し実行する。また、将来に渡って持続可能な安全・安心な分娩体制を確保するために必要となる医療資源の配置の在り方についても検討する。

救急医療については、高齢者救急に対応するため、救急告示病院における夜間・休日を含む受入体制の確保や、地域の医療機関・高齢者施設等との連携の推進に取り組む。また、脳卒中や外傷など疾患の内容や重症度に応じた、2次医療機関と3次医療機関や、3次医療機関間の役割分担、連携に基づく医療資源の配置の在り方等について検討する。

がん医療については、都道府県拠点病院である島根大学医学部附属病院を中心とする島根県がん診療ネットワークと連携して、人材養成及び医療機能の向上による全県のがん診療の質の向上と、拠点病院間の連携体制を強化する。

また、拠点病院を中心に、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護を担う機関と連携し、在宅を含めた地域における緩和ケア提供体制の整備を推進する。

また、そのために必要な医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、サービスの向上や医療従事者の負担軽減に資する医療DXの推進を図る。

(2) 今後の対応方針

全県を単位とした高度・特殊・専門的医療の提供体制について、周産期医療、救急医療及びがん医療それぞれの協議の場で検討を行う。

令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定結果の概要について

国民健康保険の都道府県化に伴い、県は、市町村からの事業費納付金と国等からの公費等を保険診療費の財源としている。市町村は、県に支払う事業費納付金と独自事業等の財源として、被保険者から保険料を徴収している。

このたび、令和7年度の事業費納付金を算定した。

なお、保険料は、事業費納付金及び市町村独自事業等のほか、基金、剰余金などの状況を勘案して市町村が定めるため、必ずしも事業費納付金と同様の動向とはならない。

1. 被保険者数等

	R 6	R 7	増減（増減率）
被 保 険 者 数（人）	1 0 5, 6 6 0	1 0 2, 0 0 2	△ 3, 6 5 8（△ 3. 5%）
1 人 当 た り 診 療 費（円）	5 3 3, 2 7 1	5 6 0, 3 7 8	2 7, 1 0 7（+ 5. 1%）
診 療 費 総 額（億円）	5 6 3. 5	5 7 1. 6	8. 1（+ 1. 4%）

※いずれも事業費納付金算定時の推計値

2. 納付金総額

（単位：億円）

	R 6	R 7	増減額（増減率）
医 療 分	1 1 4. 4	1 1 5. 0	0. 6（+ 0. 5%）
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	3 7. 2	3 4. 8	△ 2. 4（△ 6. 5%）
介 護 納 付 金 分	1 1. 0	1 0. 4	△ 0. 6（△ 5. 4%）
合 計	1 6 2. 6	1 6 0. 2	△ 2. 4（△ 1. 5%）

※市町村ごとの納付金額は別紙のとおり

3. 1人当たり納付金額

(単位：円／人／年)

	R 6	R 7	増減額 (増減率)
医 療 分	108,281	112,779	4,498 (+4.2%)
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	35,184	34,078	△1,106 (△3.1%)
介 護 納 付 金 分	36,850	35,057	△1,793 (△4.9%)
合 計	153,874	157,063	3,189 (+2.1%)

※合計は、総額を一般被保険者数で除しているため、各項目の合計と一致しない。

4. 増減の要因

医療分の増加については、1人当たり診療費の伸びが見込まれることによる。

後期分、介護分の減少については、過年度分の精算により、当年度負担分が軽減されたことによる。

※ 表中の係数については、それぞれ四捨五入によっているため、合計等と一致しないものがある。

令和7年度 国民健康保険事業費納付金

(単位:円)

	令和6年度 納付金合計	令和7年度 納付金合計			増減率 (B/A-1)	
	(A)	(B)	医療分	後期高齢者 支援金分		介護納付金分
松江市	4,663,801,745	4,649,278,064	3,311,058,036	1,017,423,764	320,796,264	▲ 0.3%
浜田市	1,185,873,950	1,189,795,730	869,951,532	249,433,639	70,410,559	0.3%
出雲市	4,225,568,030	4,233,584,923	3,024,532,100	918,742,322	290,310,501	0.2%
益田市	1,092,737,634	1,046,837,606	739,639,795	238,994,735	68,203,076	▲ 4.2%
大田市	870,497,725	825,751,470	600,050,606	175,255,480	50,445,384	▲ 5.1%
安来市	863,589,649	865,304,964	623,642,101	187,836,951	53,825,912	0.2%
江津市	641,421,081	579,846,620	436,637,302	111,137,480	32,071,838	▲ 9.6%
雲南市	880,979,064	867,480,256	627,968,934	189,007,019	50,504,303	▲ 1.5%
奥出雲町	315,843,016	302,135,684	218,269,390	66,042,406	17,823,888	▲ 4.3%
飯南町	120,043,726	119,061,844	88,464,344	23,806,935	6,790,565	▲ 0.8%
川本町	82,217,892	73,081,701	55,447,616	14,298,457	3,335,628	▲ 11.1%
美郷町	108,249,657	103,314,852	78,700,103	20,390,880	4,223,869	▲ 4.6%
邑南町	265,701,117	257,371,661	180,085,590	59,783,213	17,502,858	▲ 3.1%
津和野町	195,570,158	186,470,930	136,131,484	39,313,182	11,026,264	▲ 4.7%
吉賀町	142,124,042	147,125,922	106,020,393	32,460,447	8,645,082	3.5%
海士町	83,858,116	81,401,281	57,927,580	18,833,569	4,640,132	▲ 2.9%
西ノ島町	95,838,411	88,085,512	62,519,632	20,459,812	5,106,068	▲ 8.1%
知夫村	32,738,138	26,201,244	17,056,417	6,860,722	2,284,105	▲ 20.0%
隠岐の島町	391,636,788	378,656,854	269,544,596	85,963,881	23,148,377	▲ 3.3%
県計	16,258,289,939	16,020,787,118	11,503,647,551	3,476,044,894	1,041,094,673	▲ 1.5%

令和7年3月6日・7日
環境厚生委員会資料
健康福祉部健康推進課

国民健康保険料の滞納等の状況について
(市町村ごとの国保加入世帯、滞納世帯、短期証及び資格証交付の状況)

(R6.10.1現在)

市町村名	被保険者数	加入世帯数	うち保険料 滞納世帯			
				滞納割合	短期証交付	資格証交付
松江市	29,998	21,349	2,520	11.8%	686	117
浜田市	8,121	5,986	120	2.0%	75	27
出雲市	27,135	18,351	1,258	6.9%	456	85
益田市	7,775	5,516	173	3.1%	151	22
大田市	5,833	4,177	143	3.4%	103	20
安来市	6,078	4,156	300	7.2%	74	40
江津市	3,837	2,833	82	2.9%	28	14
雲南市	6,004	4,210	297	7.1%	12	10
奥出雲町	2,125	1,497	66	4.4%	3	6
飯南町	814	583	56	9.6%	10	5
川本町	504	386	12	3.1%	2	0
美郷町	747	555	36	6.5%	6	0
邑南町	1,950	1,414	27	1.9%	15	0
津和野町	1,354	971	30	3.1%	12	0
吉賀町	1,105	776	48	6.2%	24	0
海士町	515	385	5	1.3%	0	0
西ノ島町	615	462	12	2.6%	1	0
知夫村	183	133	0	0.0%	0	0
隠岐の島町	2,659	1,983	90	4.5%	11	0
県計	107,352	75,723	5,275	7.0%	1,669	346
県計 (R5.10.1)	113,094	78,618	5,379	6.8%	1,592	334
(R4.10.1)	119,650	81,757	5,873	7.2%	1,806	430
(R3.10.1)	125,242	84,092	7,088	8.4%	1,879	344
(R2.10.1)	126,497	84,223	7,683	9.1%	1,861	347

令和7年3月6日・7日
環境厚生委員会資料
健康福祉部高齢者福祉課

介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について

	保険料滞納状況		
	第1号被保険者数 (R6.12月末時点)	保険料滞納者数 (R6.12月末時点)	滞納割合 (R6.12月末時点)
松江市	59,288	800	1.35%
出雲市	52,082	354	0.68%
益田市	17,068	191	1.12%
大田市	13,147	176	1.34%
安来市	13,475	269	2.00%
津和野町	3,323	49	1.47%
吉賀町	2,547	50	1.96%
邑智郡総合事務組合	7,484	92	1.23%
浜田地区広域行政組合	27,425	215	0.78%
雲南広域連合	21,290	224	1.05%
隠岐広域連合	7,841	81	1.03%
県計	224,970	2,501	1.11%
令和5年県計(令和5.12月末)	226,330	2,700	1.19%
令和4年県計(令和4.12月末)	227,547	2,821	1.24%
令和3年県計(令和3.12月末)	228,982	3,097	1.35%
令和2年県計(令和2.12月末)	229,121	3,244	1.42%
令和元年県計(令和元.12月末)	228,954	3,598	1.57%

保険料・利用料減免状況	
令和6年12月末状況 (R6.4～R6.12月)	
保険料減免 適用者数(人)	利用料減免 適用者数(人)
10	3
2	0
1	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
3	0
7	2
1	0
24	5
20	1
44	10
167	13
305	15
208	66

※保険者へ照会

※第1号被保険者数は、介護保険事業状況報告(月報)より

島根県社会的養育推進計画（案）について

1 計画の概要

(1) 背景

- ・令和4年改正児童福祉法において「児童等に対する家庭及び養育環境の支援強化」と「児童の権利擁護が図られた児童福祉施策の推進」のための改正が行われた。
- ・これを受け、国から発出された策定要領『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知）』に基づき、現行の「島根県社会的養育推進計画」（計画期間：令和2年度～令和11年度）を全面的に見直し、新たな計画を策定するもの。

(2) 計画の位置づけ

- ・代替養育が必要なこども数を見込んだ上で、県における社会的養育体制整備の基本的な考え方及び取組の方向性について定める計画とする。
- ・子育てに不安や困難を抱える家庭への支援の充実や、里親・ファミリーホームへの委託の推進や社会的養護経験者等の自立支援など、県（児童相談所）、市町村、里親、施設等の関係先が取り組むべき事項を示す。
- ・「島根創生計画」や「次期しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）」などとの整合を図る。

(3) 計画の期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

2 計画の内容（別添 計画案）

(1) 目指すべき将来像

「すべてのこどもたちが、笑顔で安心して暮らせるしまね」

(2) 基本施策

全体目標	主な内容
1 虐待の未然防止と 早期発見、早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村のこども家庭センターにおける相談支援体制の充実 ・妊産婦等へのきめ細かな支援の提供 ・児童相談所の体制強化と職員の専門性向上 など
2 社会的養護を必要とする こどもや家庭への専門的 で適切な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭養育優先の原則とパーマネンシー保障(*)に向けた取組 ・里親支援センターの設置等による里親等への委託を推進 (里親等委託率の目標 乳幼児 75%、学童期 50%に設定) ・児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換に向けた取組 ・社会的養護経験者等への自立支援の推進 ・障害児入所施設におけるできる限り良好な家庭的環境の下での支援の実施 など
3 当事者であるこどもの 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもへの権利擁護や意見聴取の取組 ・児童相談所一時保護所におけるこどもの意見表明支援 など

(*) こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場」を保障すること

3 素案に対する意見照会（パブリックコメント）

(1) 実施時期 令和6年12月17日から令和7年1月10日まで

(2) 実施方法 県ホームページ、県政情報センター等での閲覧
インターネット(しまね電子申請サービス)、郵送、ファクシミリまたは電子メールによる意見提出

4 スケジュール

令和7年2月3日 第4回計画策定検討委員会（パブリックコメントの報告・計画案の審議）
3月 環境厚生委員会に報告、策定・公表

島根県社会的養育推進計画に関するパブリックコメントに対する県の考え方

(注) 共通するご意見は集約して記載しています。

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応				
1	<p>(計画中の各施策について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全般的に各施策の実施主体が明確でなく、<u>誰が主体的に取り組むのかがわかりづらい。</u> 	<p>この計画は県計画であることから、<u>基本的には県が実施主体となります。施策の主体者が分かりづらい部分については、追記します。</u></p>				
2	<p>第2章 分野別施策と個別目標 3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親登録者数は急に増えるものではないため、市町村が行う子育て短期支援事業が円滑に進むためには、支援の委託先として、<u>里親や施設だけでなく、現職や潜在の保育士など新たな受け皿を確保することが必要である。このための具体的な方策について記載してはどうか。</u> 	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり記載を修正します。 (P17)</p> <table border="1" data-bbox="1070 804 2083 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 804 1581 847">変更前</th> <th data-bbox="1581 804 2083 847">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 847 1581 1417"> <p><u>受け皿の確保のためには、里親や施設だけでなく、退職等による潜在保育士等、市町村が新たな受け皿を確保し、事業を円滑に進められるような取組を行います。</u></p> </td> <td data-bbox="1581 847 2083 1417"> <p><u>市町村が新たな受け皿を確保し、事業を円滑に進められるよう県も取組を支援していきます。すでに、県では子育て支援員研修を実施しており、この研修の修了者を地域子ども・子育て支援事業の担い手として、人材確保の取組を進めています。このほかにも、今後は県が実施する研修会等に、市町村の潜在保育士・子育て支援員等にも参加してもらい、支援に必要な技術や知識を習得できる機会を提供していきます。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p><u>受け皿の確保のためには、里親や施設だけでなく、退職等による潜在保育士等、市町村が新たな受け皿を確保し、事業を円滑に進められるような取組を行います。</u></p>	<p><u>市町村が新たな受け皿を確保し、事業を円滑に進められるよう県も取組を支援していきます。すでに、県では子育て支援員研修を実施しており、この研修の修了者を地域子ども・子育て支援事業の担い手として、人材確保の取組を進めています。このほかにも、今後は県が実施する研修会等に、市町村の潜在保育士・子育て支援員等にも参加してもらい、支援に必要な技術や知識を習得できる機会を提供していきます。</u></p>
変更前	変更後					
<p><u>受け皿の確保のためには、里親や施設だけでなく、退職等による潜在保育士等、市町村が新たな受け皿を確保し、事業を円滑に進められるような取組を行います。</u></p>	<p><u>市町村が新たな受け皿を確保し、事業を円滑に進められるよう県も取組を支援していきます。すでに、県では子育て支援員研修を実施しており、この研修の修了者を地域子ども・子育て支援事業の担い手として、人材確保の取組を進めています。このほかにも、今後は県が実施する研修会等に、市町村の潜在保育士・子育て支援員等にも参加してもらい、支援に必要な技術や知識を習得できる機会を提供していきます。</u></p>					

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応								
3	<p>第2章 分野別施策と個別目標</p> <p>3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組</p> <p>9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組</p> <p>・「県（児童相談所・女性相談センター）と市町村の円滑な連携…」との記載があるが、<u>母子生活支援施設の活用促進には、まずは児童相談所や市町村に母子生活支援施設の児童福祉施設としての機能を正しく理解してもらい、積極的な活用を促していくことが重要であり、そこを県としてどう取り組むのか、しっかり明示していただきたい。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり記載を修正します。</p> <p>(P18)</p> <table border="1" data-bbox="1070 316 2083 686"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 316 1579 359">変更前</th> <th data-bbox="1579 316 2083 359">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 359 1579 686"> <u>県（児童相談所・女性相談センター）と市町村の円滑な連携によって母子生活支援施設の積極的な活用が進むよう、市町村に対し働きかけていきます。</u> </td> <td data-bbox="1579 359 2083 686"> <u>県としても、児童相談所・女性相談センターや市町村等の担当者会議などにおいて、施設の概要や支援内容を周知するなど、様々な機会を捉えて、母子生活支援施設と各機関の連携を図り、利用を働きかけていきます。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(P59)</p> <table border="1" data-bbox="1070 766 2083 1295"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 766 1579 809">変更前</th> <th data-bbox="1579 766 2083 809">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 809 1579 1295"> <u>母子家庭を取り巻く環境が厳しい状況のなかであっても、母と子が安全、安心な環境において一緒に生活しながら支援を受けられるように、県（児童相談所・女性相談センター）と市町村の円滑な連携によって母子生活支援施設の積極的な活用が進むよう、市町村に対し働きかけていきます。</u> </td> <td data-bbox="1579 809 2083 1295"> <u>母子家庭を取り巻く環境が厳しい状況の中、児童相談所・女性相談センターと市町村の円滑な連携によって母子生活支援施設の積極的な活用が進み、母と子が安全かつ安心な環境において一緒に生活しながら必要な支援を受けられるように、児童相談所・女性相談センターや市町村に対して、担当者会議など様々な機会を捉えて、働きかけていきます。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<u>県（児童相談所・女性相談センター）と市町村の円滑な連携によって母子生活支援施設の積極的な活用が進むよう、市町村に対し働きかけていきます。</u>	<u>県としても、児童相談所・女性相談センターや市町村等の担当者会議などにおいて、施設の概要や支援内容を周知するなど、様々な機会を捉えて、母子生活支援施設と各機関の連携を図り、利用を働きかけていきます。</u>	変更前	変更後	<u>母子家庭を取り巻く環境が厳しい状況のなかであっても、母と子が安全、安心な環境において一緒に生活しながら支援を受けられるように、県（児童相談所・女性相談センター）と市町村の円滑な連携によって母子生活支援施設の積極的な活用が進むよう、市町村に対し働きかけていきます。</u>	<u>母子家庭を取り巻く環境が厳しい状況の中、児童相談所・女性相談センターと市町村の円滑な連携によって母子生活支援施設の積極的な活用が進み、母と子が安全かつ安心な環境において一緒に生活しながら必要な支援を受けられるように、児童相談所・女性相談センターや市町村に対して、担当者会議など様々な機会を捉えて、働きかけていきます。</u>
変更前	変更後									
<u>県（児童相談所・女性相談センター）と市町村の円滑な連携によって母子生活支援施設の積極的な活用が進むよう、市町村に対し働きかけていきます。</u>	<u>県としても、児童相談所・女性相談センターや市町村等の担当者会議などにおいて、施設の概要や支援内容を周知するなど、様々な機会を捉えて、母子生活支援施設と各機関の連携を図り、利用を働きかけていきます。</u>									
変更前	変更後									
<u>母子家庭を取り巻く環境が厳しい状況のなかであっても、母と子が安全、安心な環境において一緒に生活しながら支援を受けられるように、県（児童相談所・女性相談センター）と市町村の円滑な連携によって母子生活支援施設の積極的な活用が進むよう、市町村に対し働きかけていきます。</u>	<u>母子家庭を取り巻く環境が厳しい状況の中、児童相談所・女性相談センターと市町村の円滑な連携によって母子生活支援施設の積極的な活用が進み、母と子が安全かつ安心な環境において一緒に生活しながら必要な支援を受けられるように、児童相談所・女性相談センターや市町村に対して、担当者会議など様々な機会を捉えて、働きかけていきます。</u>									

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応								
4	<p>第2章 分野別施策と個別目標</p> <p>7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組</p> <p>・里親に委託すると「子どもを取られてしまう」と実親を不安に思わせてしまうことを深く反省しなければならない。<u>今後作成する里親制度周知のためのパンフレットには、実親だけでなく、全ての県民に対して里親制度を知ってもらう内容とする必要がある。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり記載を修正します (P29)</p> <table border="1" data-bbox="1070 316 2083 686"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 316 1579 359">変更前</th> <th data-bbox="1579 316 2083 359">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 359 1579 686"> 実親に「子どもを取られてしまう」という不安を抱かせないよう、実親 _____ にとってわかりやすい里親制度パンフレットの作成や、里親等と協働して行う実親とこどもとの交流の機会の確保をすすめていく必要があります。 </td> <td data-bbox="1579 359 2083 686"> 実親に「子どもを取られてしまう」という不安を抱かせないよう、<u>実親を含めたすべての県民にとってわかりやすい里親制度パンフレットの作成や、里親等と協働して行う実親とこどもとの交流の機会の確保をすすめていく必要があります。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(P40)</p> <table border="1" data-bbox="1070 766 2083 1380"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 766 1579 809">変更前</th> <th data-bbox="1579 766 2083 809">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 809 1579 1380"> ⑩ _____ 講演会等の実施 _____ _____ _____ _____ <u>引き続き、</u> _____ 一般向けの講演会やイベントを実施するほか、出前講座やおはなし会、SNS やホームページなどを活用して里親制度の普及や情報発信に努めます。 </td> <td data-bbox="1579 809 2083 1380"> ⑩<u>啓発活動や講演会等の実施</u> <u>県は、里親が子どもを一時的に預かり、地域の子育てや児童虐待の予防に重要な役割を果たしていることを踏まえ、里親制度が広く県民に理解され協力してもらえるよう引き続き普及啓発に努めます。</u> <u>また、里親会や関係機関とも連携して、一般向けの講演会やイベントを実施するほか、出前講座やおはなし会、SNS やホームページなどを活用して里親制度の普及や情報発信に努めます。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	実親に「子どもを取られてしまう」という不安を抱かせないよう、実親 _____ にとってわかりやすい里親制度パンフレットの作成や、里親等と協働して行う実親とこどもとの交流の機会の確保をすすめていく必要があります。	実親に「子どもを取られてしまう」という不安を抱かせないよう、 <u>実親を含めたすべての県民にとってわかりやすい里親制度パンフレットの作成や、里親等と協働して行う実親とこどもとの交流の機会の確保をすすめていく必要があります。</u>	変更前	変更後	⑩ _____ 講演会等の実施 _____ _____ _____ _____ <u>引き続き、</u> _____ 一般向けの講演会やイベントを実施するほか、出前講座やおはなし会、SNS やホームページなどを活用して里親制度の普及や情報発信に努めます。	⑩ <u>啓発活動や講演会等の実施</u> <u>県は、里親が子どもを一時的に預かり、地域の子育てや児童虐待の予防に重要な役割を果たしていることを踏まえ、里親制度が広く県民に理解され協力してもらえるよう引き続き普及啓発に努めます。</u> <u>また、里親会や関係機関とも連携して、一般向けの講演会やイベントを実施するほか、出前講座やおはなし会、SNS やホームページなどを活用して里親制度の普及や情報発信に努めます。</u>
変更前	変更後									
実親に「子どもを取られてしまう」という不安を抱かせないよう、実親 _____ にとってわかりやすい里親制度パンフレットの作成や、里親等と協働して行う実親とこどもとの交流の機会の確保をすすめていく必要があります。	実親に「子どもを取られてしまう」という不安を抱かせないよう、 <u>実親を含めたすべての県民にとってわかりやすい里親制度パンフレットの作成や、里親等と協働して行う実親とこどもとの交流の機会の確保をすすめていく必要があります。</u>									
変更前	変更後									
⑩ _____ 講演会等の実施 _____ _____ _____ _____ <u>引き続き、</u> _____ 一般向けの講演会やイベントを実施するほか、出前講座やおはなし会、SNS やホームページなどを活用して里親制度の普及や情報発信に努めます。	⑩ <u>啓発活動や講演会等の実施</u> <u>県は、里親が子どもを一時的に預かり、地域の子育てや児童虐待の予防に重要な役割を果たしていることを踏まえ、里親制度が広く県民に理解され協力してもらえるよう引き続き普及啓発に努めます。</u> <u>また、里親会や関係機関とも連携して、一般向けの講演会やイベントを実施するほか、出前講座やおはなし会、SNS やホームページなどを活用して里親制度の普及や情報発信に努めます。</u>									

No	意見の概要	意見に対する考え方・対応
5	<p>第2章 分野別施策と個別目標</p> <p>7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組</p> <p>・「里親等と協働して行う実親とこどもとの交流の機会の確保」について、里親はそれぞれの家庭を持っていて実親とこどもとの交流がどの里親でも出来ることではない。<u>里親にとって重要なのは、里子の受託経験の積み重ねであり、経験を積むことで実親との交流へと繋がっていくに違いない。子育て短期支援事業の受け皿となった経験も、回数を重ねることで子どもとその家族との交流が深まり、ひいては要保護児童になる前の家族に援助の手が差し伸べられることに繋がる。</u></p>	<p><u>ご意見のとおり、できる限り多くの里親さんに子育て短期支援事業を含め様々な子育て経験を積んでいただき、地域における子育て支援の裾野を拡大していくことが重要であると考えており、計画に記載するとともに指標を定めております。</u></p> <p>(P40) ⑦⑧短期委託を含めた委託里親の割合 年間に最低1回以上、委託措置のあった里親世帯数と、措置又は措置以外の短期委託（子育て短期支援事業、一時保護委託、レスパイト・ケアの受け入れ、家庭生活体験事業のうちいずれか）を受けた里親世帯数を把握しつつ、短期であっても多くの里親世帯がこどもに関わる機会を増やせるよう目指します。</p> <p>(P38)表2⑧「短期委託を含めた委託里親の割合 (%)」 【R6 現在】 39.1% → 【R11 目標】 60.0%</p>

しまねの架け橋期の教育ガイド（案）について

1 位置付け等

- ・ 第2期島根創生計画、次期島根県教育大綱、しまね教育振興ビジョン(案)を踏まえた改訂（現行「幼児教育振興プログラム」）
- ・ しまね教育振興ビジョン(案)において示される「発達の段階に応じた学力の育成」を具現化するため、幼児教育の重要性を土台とした幼小連携・接続の取組として、子どもを取り巻く関係者が一体となり、「架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）」の教育の充実を図ることを目的とする。

2 策定体制

- ・ 島根県幼児教育推進協議会にワーキングチームを設置し、協議
- ・ 幼児教育関係団体の長、県小学校長会長、市町村幼児教育担当、保護者会代表者等で構成
- ・ 令和6年5月から令和7年1月までに幼児教育推進協議会を5回開催
- ・ 幼児教育施設主任等6名の構成メンバーによる、保育の実態を踏まえたヒアリングを開催

3 パブリックコメント

- (1) 実施時期 令和6年12月5日から令和7年1月6日まで
- (2) 実施方法 県ホームページ、県政情報センター等での閲覧
郵送、ファクシミリまたは電子メールによる意見提出
- (3) 意見数 12件 主な意見とガイドへの反映については、別紙のとおり

4 案

別冊のとおり

5 今後の予定

令和7年3月 環境厚生委員会・総務委員会（ガイド(案)報告）
ガイド策定・公表

素案に対するパブリックコメントのご意見に対する県の考え

別紙

対応区分

A:ガイド(案)へ反映したもの B:ご意見の趣旨は、既にガイド(案)に盛り込まれているもの C:今後の取組の参考とさせていただくもの

No.	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え	対応区分
1	ガイド全体について	改めて明確化されてよかったことがいくつもある。＝「施設種関係なく、全ての就学前の子どもの教育施設を指すこと」「小学校教育をゼロスタートとせず、0歳から18歳までの学びの連続性の中で、幼児教育がその基礎としての役割を担うこと」等	人格形成の基礎を培う重要な幼児教育を土台として、小学校以降の子どもの学びにつながることを、家庭、幼児教育施設、学校、地域における子どもに関わる全ての大人が理解し、一緒に取り組むことを推進するために、本ガイドを策定します。	B
2	表現について	文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」等と同じ「幼保小」の方がわかりやすいのではないかと。幼稚園と小学校の連携と誤解されるのではないかと。	島根県の各市町村における幼児教育施設や、幼児教育と小学校教育の合同会議等の連携の場の名称も地域の実情によって様々です。そこで、島根県では、0歳児から子どもが在籍する施設を全て「幼児教育施設」と呼び、県民の皆様には幼児教育の場であることをご理解いただきたいと思います。したがって、「幼小」は幼稚園と小学校を指すのではなく、「幼児教育施設と小学校」、「幼児教育と小学校教育」を指すこととし、その周知に努めます。	C
3		P5 「環境を通して行う教育」において「子どもが環境へのふさわしい関わり方を身に付けていくこと」を意図した教育という部分だけ読むと環境の関わり方には「正解」があり、子どもは「正しい関わり方をすべき」のように読み取る方も多いように感じた。	環境へのふさわしい関わりとは、正しい関わり方を意味するものではありませんが、誤解を生む表現は修正いたします。 修正：幼児教育は、子どもが自ら興味・関心をもってひと・もの・ことに主体的に関わり、遊びに没頭する中で試行錯誤したり考えたりする「環境を通して行う教育」です。	A
4	ガイド普及について	架け橋期のカリキュラムの「めざす子ども像」を共通理解できるからこそ、育ちをつなぐためのかわりや「総合的な学び」から「自覚的な学び」への具体的な教師の支援が明らかにできると思う。今回示されたので、ぜひこのことをこの教育ガイドを活用して広げたい。	架け橋期のカリキュラム協働作成については本ガイドで記載する以外にも、県幼児教育センターホームページにて幼小合同研修の内容についても発信しております。架け橋期のカリキュラムの出発点は子どもの実態を保育者・教職員が語り合い、めざす子ども像（つきたい力）について話し合うことによって、育てたい資質・能力を明らかにすることです。この視点を市町村と連携し、幼児教育施設、小学校現場への周知を図ってまいります。	C
5	幼児教育と小学校教育のつながりの図について	幼児教育が遊びを通しての総合的な指導により一体的に育むことをしているならば「10の姿」を「5領域」に分類することは難しいのではないかと。読み取り方に注意が必要ではないかと。	「幼小をつなぐ発達のめやす」の共有は、幼児教育で一体的に育まれた力を小学校教育へつなぐために必要な、切れ目のない支援を実現するために、保育者等だけでなく、特に小学校の教職員が理解できるよう、表現を工夫しました。しかし、5領域それぞれが幼児期の終わりまでに育てたい姿のどの姿と対応するかを示すものではありません。遊びを通しての総合的な指導により「一体的に育む」ことを注釈として追記し、読み手の誤解がないように修正します。	A
6	図について	(P21, 52) 幼小のつながりの表の10の姿の順を変えると、10の姿を総合的に捉える印象が薄くなるのではないかと。		A

素案に対するパブリックコメントのご意見と対する県の考え

別紙

対応区分

A:ガイド(案)へ反映したもの B:ご意見の趣旨は、既にガイド(案)に盛り込まれているもの C:今後の取組の参考とさせていただくもの

No.	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え	対応区分
7	県内の保育の質について	(P8) 「県内の全ての幼児教育施設において行われている保育の質が、県内の全ての子どもたちにとって保障されること」とあると、県内の全幼児教育施設の保育の質がすでに高いものと誤解される。	県内の子どもたちが主体的に学びに向かい、深い学びへつながることをめざすため、施設種関係なく、県内の全ての幼児教育施設における保育が、「いきいきと 周りの「ひと・もの・こと」と関わりながら遊びこむ子ども」をめざすというメッセージです。 そのために、県内の全ての幼児教育施設の保育の質が向上するよう、市町村と連携した取組を支援してまいります。	C
8		保育園での主体的・対話的で深い学びの実践にばらつきがあるのではないかと。ばらつき解消のためにモデル園の取組を紹介してはどうか。	本ガイドは基本的考えを大綱的に示すものであり、このガイドを各市町村における研修や、各幼児教育施設や学校での実践に活用していただきたいと考えています。県幼児教育センターのホームページでは、「市町村訪問でみつけたキラリ」他、各研修や訪問指導への同行支援等で得た紹介したい事例を掲載しております。今後も、このガイドとは別に、好事例について県が関わる研修やホームページ等、その他紹介する方法を検討してまいります。	C
9	学びの保障のサポートについて	不登校やひきこもり等の大きな課題があるが、社会の担い手を育てる教育施設において、誰一人取り残さない学びの保障と、子ども一人ひとりと向き合うことが大切。一斉保育、一斉指導の脱却が課題とも思う。教育施設が学びの保障をサポートすること等を盛り込んではいかがか。	本ガイドには、社会の担い手である子どもたち一人ひとりを、家庭、幼児教育施設、学校、地域が一体となった切れ目のない支援について、基本的な考え方を示しております。島根県幼児教育センターとしましては、めざす子ども像実現に向け、市町村との連携のもと本ガイドを活用した研修、各市町村体制整備支援に取り組んでまいります。また、サポート体制については、島根県教育委員会のホームページを活用する等、県内への周知方法を検討してまいります。	C
10	家庭・地域への啓発について	コロナを経て、子どもをもつ世帯が、子どもをまんなかにして考えることができにくい。子どもに寄り添う地域の大人や保護者も学べる機会が必要。	本ガイド第V章-3「家庭・地域との連携」の中では、様々な連携のあり方や、家庭教育を支援する取組を掲載しています。また二次元コードで様々な事例にアクセスできるようにしております。家庭、地域と共に学ぶ研修の機会について市町村と連携を図りながら検討してまいります。 修正：保育者と家庭との日々のコミュニケーションの中で、保育の内容や子どもの成長が感じられる姿等について、様々な方法で情報発信をすることも必要です。	C
11	幼児教育施設や小学校で主体性を育むことや対話をしながら学びを深めることに取り組んでいるが、保護者には十分伝わっていないのではないか。啓発の努力を検討してほしい。	A		
12	家庭との連携について	P41 (1)家庭教育との連携で、相互理解を土台にした家庭教育を高める支援としての子育て支援が必要。相互理解を土台とするため、保育者と家庭とのコミュニケーションだけではなく、保育の内容、子どもの成長が感じられる姿等、様々な方法で情報発信することも家庭教育との連携のために必要という点は非常に重要。0歳児から保育料を無償化した影響で、保護者が子どもと過ごす時間が圧倒的に少なくなっている。サービスだけの支援ではまずいことが話題になっている。	子育て支援は、家庭と幼児教育施設との相互理解を土台とした信頼関係のある連携が不可欠です。日々のコミュニケーションだけではなく、保育の内容や子どもの成長等を幼児教育施設が発信することの重要性についても、市町村と連携を図るとともに、本ガイドを活用しながら広く周知を図ってまいります。	B

次期しまねっ子すくすくプラン（県子ども計画）（案）について

1 計画の概要

(1) 背景・目的

- ・「こども基本法」（令和5年4月1日施行）及び「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）を勘案し、令和6年度で計画期間満了を迎える「しまねっ子すくすくプラン」の改訂にあたり、「しまね青少年プラン」と「島根県子どものセーフティネット推進計画」を一元化し、県のこども施策を総合的に推進することを目的として策定する。

(2) 計画の位置づけ（下記の6つを含む）

- ① こども基本法に基づく『都道府県こども計画』
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく『都道府県次世代育成支援行動計画』
- ③ 子ども・子育て支援法に基づく『都道府県子ども・子育て支援事業支援計画』
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく『都道府県ひとり親家庭等自立促進計画』
- ⑤ 子ども・若者育成支援推進法に基づく『都道府県子ども・若者計画』
- ⑥ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく『こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画』

(3) プラン（計画）におけるこども施策の対象者

「こども（心身の発達の過程にある者）」と「若者」、「子育て当事者」

(4) 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

2 素案に対する意見照会（パブリックコメント）

- (1) 実施時期 令和6年12月24日から令和7年1月19日まで
- (2) 実施方法 県ホームページ、県政情報センター等での閲覧
インターネット（しまね電子申請サービス）、郵送、ファクシミリまたは電子メールによる意見提出
※パブリックコメントにあたっては、こども・若者向けの概要版を作成
※インターネット（電子申請サービス）においても、こども・若者向けフォームを開設して意見を募集
- (3) 意見数 27名（56件）
（内訳 メール 4名（24件）
電子申請（一般向け） 6名（8件）
電子申請（こども・若者向け） 17名（24件））
- (4) 主な意見 別紙のとおり

3 スケジュール

- 令和7年 3月 環境厚生委員会（パブリックコメント結果・計画（案）報告）
3月 第4回島根県子ども・子育て支援推進会議（パブリックコメント結果・計画（案）等審議）
3月 計画策定・公表

しまねっこすくすくプラン（島根県こども計画）（案）に対するご意見と県の対応・考え方

募集した期間：令和6年12月24日（火）から令和7年1月19日（日）まで
 提出された意見数：27名56件（内訳：メール4名（24件）、電子申請23名（32件））
 意見の概要と意見に対する県の考え方は別冊資料のとおり

- こども・若者の皆さん、そして大人の皆さんからたくさんの貴重なご意見をいただきました。
- ご自分の経験から県や市町村に望む支援についてのご意見もあれば、困難を抱えているこどもたちを支援しておられる居場所の支援者の方が聞き取って届けていただいたこども・若者のご意見もありました。
- ご意見の全てをしまねっ子すくすくプランに反映はできませんが、全庁共有の上、今後の施策を進めていくための参考とさせていただきます。
- いただいたご意見の分類は次のとおりです。

なお、ご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約の上、共通するご意見は集約して分類しています。

第4章 施策について（意見の分類）		件数（うち、こども・若者）
基本理念Ⅰ	こどもの権利の尊重、意見表明、多様な居場所づくり、相談窓口等の情報提供	11（5）
基本理念Ⅱ	安心して妊娠・出産できる環境の整備	2（0）
	幼児期までのこどもの育ちの支援	1（0）
	全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり	9（5）
	こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保	5（3）
	若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり	5（3）
	子育て当事者への支援	7（1）
基本理念Ⅲ	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	3（1）
	こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	1（1）
その他		3（1）
合 計		48（20）

こども・若者の意見



自分が大切にされている、と感じるのはどんなとき？

- 「いつでも相談していいよ。」って言ってもらえるとき
や悩みを聞いてもらったとき
- 一歩踏み出したいと思った時、否定せずに応援してくれるとき
- 自分の為に時間を作ってもらえたとき
- 感謝されたとき
- お母さんに髪の毛を乾かしてもらっているとき
- 居場所に来て迎えられるとき



見た目や、人と違うことに偏見を持たないで欲しい

- 学歴やキャリア、実績とか、人と違う（仕事の有無・学歴・見た目（性別の曖昧さ））で判断しないで欲しい。
- 学歴がない人は悪で、学歴がある人は良いというような古風な考え方はやめてその人自身をちゃんと見るようにするべきだと思う。



こどもの意見も聞き入れるよう、大人も努力していく必要があると思う

- こどもや若者の言葉は大人に伝わらないと思う。勝手に想像される。
- 伝えようと思ったら伝わるのかもしれないけど、伝えるために自分の気持ちを整理することが、精神的に落ち込んでいるときには難しい。
- 大人の意見が絶対ということはないと思う。こどもの意見も聞き入れ気持ちを受け止め、大人も努力していく必要があると思う。



誰でも自由に行ける居場所、助けを求められることができる学校以外の居場所が欲しい

- こどもの居場所が学校しかない。
- 若者支援って言っているけど、学生の居場所は民間がするのではなく、県・市・政府がやって欲しい。居場所への抵抗や偏見が無くなる。
- 相談出来る場所が欲しい。親に言えない子が助けてと言える場所。学校外の保健室の設置。
- 20代・30代の居場所がない。

こども・若者の意見



遊べる場が欲しい

- ラウンドワンを作って欲しい。カラオケ以外の居場所。体を使う居場所が欲しい。
- キッサニアが欲しい。
- トイザラスが欲しい
- 松屋が欲しい。
- ライブするアーティストが来られる場所が欲しい。
- 室内遊びが無い。
- 休みの日のイベントも文化的なものが多すぎる。若者を島根で遊ばせようとしていると思えない。



好きなことを学べる環境や将来について

- 将来の夢を考えるきっかけになるように、いろいろな大人の話聴いて考えを深めることができる機会を増やして欲しい。
- 自分が好きなことがたくさん学べる環境が欲しい。たとえば、理科が好きなので実験とかたくさんできる勉強の場が欲しい。音楽も好きなので、プロの人の演奏を近くでたくさん聴きたい。
- 職業体験ができる場をもう少し増やしてほしい。



オンラインでの授業参加と単位取得

- 本当は今在籍している高校に戻りたい。オンラインの単位取得があれば良い。
- 病気の時はオンラインで授業の出席が認められるけど、精神的に体調が悪くて外に出られないときはオンライン授業を受けることができない。
- 学校に行きたい、卒業したいと思っているけど精神的事情で学校に行けない場合に、リモートで授業参加できるような制度が欲しい。



県内の公立学校でのスマホ利用について

- 都会の学校ではインスタグラムを活用したり、スマホ端末で二次元コードを読み取ったりしているため、タブレット端末の使用だけではなく、スマートフォン端末を使用することで都会の学校との差が埋められると考える。また、緊急時の連絡が迅速に対応できたり、学習用のアプリをダウンロードするとかでより深い学びが可能と考える。

こども・若者の意見



学校に行っていないこどもや若者の居場所を充実して欲しい

- 学校に行っていない子の居場所が欲しい。
- フリースクールが少ない。
- 高校生が行けるフリースクールを増やして欲しい。
- フリースクールが高い。遠い。移動手段がない。
- コミセンにフリースクール機能を備えて欲しい。
コミセン内に学校・教育の話しを聞いてくれる専門家を常設して欲しい。コミセンは学校の近く・家の近くにあるのでもっと活用して欲しい。



性についてもっと早い時期にしっかり教えて欲しい

- 性教育についてもうちょっと保健で教えて欲しい。こどもの作り方や性処理など。
- 女子に生理のことを教えるように、男子に性や性行為のことを教えて欲しい。
- 性的な悩みを周りに言いづらい。
- 高校に行かない人もいるから、義務教育中に教えて欲しい。
- 聞きにくいことだからこそ、正しい性教育を国からYouTubeで配信して欲しい。



将来の夢や希望をかなえるために望む支援

- 夢は持っているけど将来が不安。
- 県内の専門学校の種類が少ない。やりたいことの為に県外に出ないといけない。
- 学生世代は支援や制度があるけど、学生期間を過ぎたら(20代)、制度が極端に減る。
もっと広い受け皿が欲しい。学生期間を過ぎると応援されない。
- 物価や社会保険料、税金の上昇を鑑みて賃金も上昇して欲しい。安心して働ける社会をつくって欲しい。



結婚や子育てについて

- 結婚はいずれはしたいと思う。孤独が嫌だから。誰かとの関わりがないと生きていけないから。
- 結婚したい。こどもが欲しいから。
だからこどもが産みたいという政策を出して欲しい。金銭面の負担が抑えられると産みたくなると思う。
- パートナーは欲しいけど、結婚しない自由も欲しい。
- 自分の事(就職、自分のキャリアを積む)で考える余裕もない。
- 仕事をしながら子育てをできる自信がない。大変そう。

こども・若者の意見



学校で困ったとき、先生に相談にのって欲しい。

- 学校で困ったとき、先生はあまり話を聞いてくれないうです。忙しいと思うので、相談にのってくれる先生がたくさんいたらいいと思います。



見た目ではわからない虐待がこどもの将来に害をあることを知って、考えて欲しい。

- 親の異変に気付いて欲しかった。
両親に精神障がいがあり、危険なことをさせられていた時に、気づいて支援につなげて欲しかった。
- 虐待を受けたこどものその後の人生・将来の弊害を考えて欲しい。
- 見ただ目で分からない虐待。
身体的虐待じゃない虐待が、こどもの将来に害があるのを知って考えて欲しい。



なんで死んじゃだめなのか、なんで生きていて欲しいのか言葉で教えて欲しい。

- 「死んじゃだめだよ、死なないで。」って親に言われるけど、なんで死んじゃだめなのか、なんで生きていて欲しいのか言葉で教えて欲しい。

食の安全安心確保に係るアクションプラン（第6期）（案）について

1 策定の趣旨

- ・ 生産から消費に至る一貫した食品安全対策に取り組むため、平成15年12月に「食の安全安心確保に係る基本方針」※を策定
- ・ この基本方針に基づき、「島根県食育・食の安全推進会議」は具体的な取り組みを示す行動計画として「食の安全安心確保に係るアクションプラン」（以下、「プラン」という。）を策定
- ・ 現行プラン（第5期：令和2年～6年度）の計画期間は本年度までであることから、内容の見直しを行い、第6期（令和7～11年度）を策定

※「食の安全安心確保に係る基本方針」が示す5つの基本的な考え方

- ①消費者の視点に立った安全確保対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 県民の意見を聴取し、施策に反映
- ②生産から消費に至る安全確保対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各段階の関係部局が連携を強化
- ③科学的評価に基づいた安全確保対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 危害分析、各種検査など
- ④自主管理を基本とした施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 事業者に対する助言・支援
- ⑤積極的な情報提供と安全安心な食品を選択する消費者の育成・・・・知識の普及、広報

2 策定の概要

- (1) 現行プランの実績・総括を踏まえた新たな目標値（令和11年度）の設定
- (2) 島根創生計画などの計画との整合
- (3) 社会情勢や制度改正等を踏まえた記述への修正
<主な改定ポイント>
 - ・ HACCPに沿った衛生管理の義務化に伴う監視、助言、指導
 - ・ 食品表示に係る従前からの取り組みの明記

3 素案に対する意見照会（パブリックコメント）

- (1) 実施期間：令和7年1月20日から2月19日まで
- (2) 実施方法：県ホームページ、県政情報センター等での閲覧
ファックス又はメールによる回答
- (3) 意見への対応：6件の意見が提出され、全て今後の施策の参考とする意見であった。

4 今後のスケジュール

- 3月 環境厚生委員会に最終改定案を報告後、
新プランを策定し、公表

「食の安全安心確保に係るアクションプラン（第6期）」（素案）の策定に関するパブリックコメントに対する県の考え方

No	意見の概要	意見に対する県の考え方・対応
1	<p>美味しまね認証制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「安全でおいしい 島根県 GAP 認証」とロゴがあります。 ・ 安全は数値で示すことが可能です。 ・ おいしいは数値として客観的に示すとは、個人の感想であり不可能と考えます。 ・ おいしさまで島根県が保証することは不可能と考えます。おいしさの基準を示して頂きたい。 ・ 紛らわしい表現・表示することで、不当な差別が生じ結果として消費者が不安・不信感を招いていると考えます。 ・ すべての農産物が安心・安全であれば、不当な差別などなく、生産から消費まで流通が円滑に行われ、農産品の価格確保も可能となると考えます。 	<p>（産地支援課）</p> <p>美味しまね認証の正式名称は「安全で美味しい島根の県産品認証制度」であり、「美味しまね認証」は、その通称であります。</p> <p>この制度は、消費者の食の安全に対する意識の高まりに応え、安全な島根の農林水産物を消費者に送り届けることによってその信頼を確保するとともに、GAPの取組をアピールして、市場における競争力の強化、産地のレベル向上につなげていくことを目的に、島根県が平成21年から開始した制度です。</p> <p>島根県では、美味しまね認証を消費者に正しく理解していただくために、県内外の販売店等に積極的に出向き、販売員に対して制度への理解を深める研修を行うとともに、生産者が店頭でPR、販売などを行っております。</p> <p>今後も、多くの消費者に美味しまね認証を知っていただき、購入していただけるよう、PR活動等に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

No	意見の概要	意見に対する県の考え方・対応
2	<p>特別栽培（米・野菜）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産品に「特別栽培（米）」などの表記があります。 ・ 消費者はこの栽培について多くの場合誤解しています。店舗での販売促進広告などでも間違った表現が見受けられます。 ・ 「特別栽培」とパッケージに表記することで、他の農産品との差別が図られることは評価します。しかし、特別栽培は、「安心・安全でおいしい」と誤解されています。そのように店舗でも見受けられます。（前述の「美味しまね認証制度」と同様） ・ 特別栽培に取り組むことで、「安心」「おいしい」は保証されていない。 ・ 「安心」は生産者を信用できるかどうか ・ 「おいしい」は個人差があり論外 ・ 「安全」は農薬等の使用カウントで客観的に示すことが可能 ・ 「特別栽培」と聞いて多くの消費者は、「特別な栽培方法だから、きっとおいしい」と勘違いしていると考えています。店舗の担当者も商品を販売するのに「安心・安全」を強調するより、「おいしい」を求める消費者ニーズで販売に取り組んでいると考えます。 ・ 「無農薬」と「栽培期間中、農薬不使用」の表現に変更したと同様に「特別栽培」を「栽培期間中、農薬・化学肥料を慣行栽培に比し、50%削減」などのように表記することが望ましいと考えます。 ・ 誤解を招く、不当な差別を利用して農産品の販売は好ましくは考えられません。 	<p>（産地支援課）</p> <p>「特別栽培農産物」については、国が定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（改正 平成19年3月23日18消安第14413号）（以下「ガイドライン」）において、下記のとおり用語の定義がされており、その表示についても定められております。</p> <p>（第3 定義）一部抜粋</p> <p>「ガイドライン第2の生産の原則に基づくとともに、次の1及び2の要件を満たす栽培方法により生産された農産物をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、慣行レベルの5割以下であること 2 当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量が、慣行レベルの5割以下であること <p>ガイドラインでは、栽培期間中の節減対象農薬の使用や、窒素成分を含む化学肥料の使用について表示を行うことや、通常の栽培方法により栽培された農産物より著しく優良又は有利であると誤認させる用語などは、表示禁止事項として定められております。</p> <p>ガイドラインに基づかない表示や誤った表示につきましては、中四国農政局経営・事業支援部食品企業課（086-224-4511（代））まで、お問い合わせ願います。</p>

No	意見の概要	意見に対する県の考え方・対応
3	<p>特別栽培の取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「慣行栽培」に比し農薬・化学肥料を削減した栽培なのですが、日本全国で「慣行栽培の農薬・化学肥料の使用量(単位)」は様々です。 ・ 都道府県が発表している「農薬の使用単位数」に大きな開きがあります。 ・ 基準になる「単位」が日本全国統一されていない状況を考えると「特別栽培」は消費者を騙している表現と考えます。 ・ 例えば、清涼飲料水に「ソルビン酸」を使用することは、そもそも禁止されています。しかし、「ソルビン酸不使用」と表示すると、消費者はほかの商品よりも優れていると誤解します。(ネット記事より) これに近いのではないか。 	<p>(産地支援課)</p> <p>国が定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(改正平成19年3月23日18消安第14413号)(以下「ガイドライン」)において、慣行レベルは次のように定義されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農薬については、農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている生産過程等における節減対象農薬の使用回数(土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。)をいう。 2 肥料については、農作物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に使用される生産過程等における化学肥料の窒素分量をいう。 <p>また、慣行レベルは地方公共団体が定めたもの又は地方公共団体がその内容を確認したものとされております。</p> <p>慣行レベルは、気象条件の違いや栽培方法などによって各地域で異なりますが、その内容は県ホームページ等で公開されており、消費者の皆様には正しい情報をご確認いただくことができます。</p>

No	意見の概要	意見に対する県の考え方・対応
4	<p>安全の取組みについて（農薬散布）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、農薬散布は「人力」から「無人ヘリコプター」そして「小型ドローン」に移行しました。 ・ 「人力」の場合、1日に散布できる面積には時間・天候などから限定的でした。 ・ 「無人ヘリコプター」の散布は人力に比し、飛躍的に散布面積を増やしました。しかし、機材が高額であること、特別な操作技術・機体数が限られていることから、散布面積も限定的でした。 ・ 「小型ドローン」の導入は安価で特別な操縦技術も必要なく、多くの農家で2機3機と所有して農薬散布しています。結果として、人力の場合、3日程度必要であった作業も、2時間程度で風の穏やかな早朝に終えることができます。 ・ ここでの問題は、多くの農家が「大規模な面積を一斉に短時間に農薬を散布する」ことで、環境への影響が「人力」に比し、増加していると考えられます。 ・ 河川等への農薬の流出は「人力」でも多少はあったと考えています。濃度は短時間に「小型ドローン」での大規模な面積への散布に比し、小さいと考えます。 ・ 宍道湖でのシラウオの激減・トンボのヤゴの奇形など農薬の散布時期と何らかの因果関係があるとした報告も科学雑誌に掲載され、テレビでも放映されました。海外ではこの報告書を重要と受け止め農薬を規制しました。 ・ 日本でも有数の自然体系を持つ、宍道湖の将来が不安です。 ・ 島根県として「国が大丈夫」と言ってるので「大丈夫」ではなく、島根県として「大丈夫」と言っていただきたい。 	<p>（農山漁村振興課・沿岸漁業振興課）</p> <p>農薬は国が農作物や環境、人への安全性などを審査し、登録する制度となっており、登録されている農薬は、環境への影響を評価した上で、生物への安全性が確保されています。また、既に登録されている全ての農薬についても、最新の科学的知見に基づき安全性などの再評価を行う仕組みが導入され、必要に応じて随時、登録の見直しなどを行うこととなっております。</p> <p>引き続き、県としては、農薬の使用基準の順守を徹底するよう事業者へ周知し、農薬の安全かつ適切な使用について研修会などを通じて周知してまいります。</p> <p>なお、従来から宍道湖における魚介類の資源動向の把握を目的としたモニタリング調査を実施しており、今後も継続してまいります。</p>

No	意見の概要	意見に対する県の考え方・対応												
5	<p>【4 消費段階での指導・啓発(1)食品衛生知識の普及啓発】</p> <p>【5 県民意見の反映と積極的な情報提供(1)食に関する意見の聴取】</p> <p>P.16 講習会等参加者 (R5) 107名 (R11) 目標値 1,100名</p> <p>P.20 講習会等参加者 (R5) 139名 (R11) 目標値 1,100名</p> <p>とありますが、中核市を除いての目標値が現実的ではないと思います。年々人口減少している中、この目標値を目ざすことは難しいと考えますが、何か手だてがあつてのことでしょうか。</p>	<p>(薬事衛生課)</p> <p>消費者向け講習会等の参加者について、第5期策定時の現状値(平成30年)は「1,095名」でしたが、第5期中は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、消費者向け講習会等の開催自体が困難な状況となっております。</p> <p>しかし、近年、県内では家庭内食中毒が年間4件程度発生しており、消費者向けの食中毒予防等の啓発の必要性も高まっております。また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して以降、消費者向け講習会等も少しずつ開催出来ておりますので、今後も食品衛生月間行事等を通じ広く啓発を行ってまいります。</p> <p>なお、P.20の講習会等参加者の現状値(R5年)の数値が誤っておりましたので、下記のとおり修正します。</p> <p>【変更前】</p> <table border="1" data-bbox="1234 906 2018 1010"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値 (R5年)</th> <th>目標値 (R11年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>講習会等参加者 _____ 139名</td> <td>1,100名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変更後】</p> <table border="1" data-bbox="1234 1110 2018 1214"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値 (R5年)</th> <th>目標値 (R11年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>講習会等参加者 (再掲) 107名</td> <td>1,100名</td> </tr> </tbody> </table>		現状値 (R5年)	目標値 (R11年)	③	講習会等参加者 _____ 139名	1,100名		現状値 (R5年)	目標値 (R11年)	③	講習会等参加者 (再掲) 107名	1,100名
	現状値 (R5年)	目標値 (R11年)												
③	講習会等参加者 _____ 139名	1,100名												
	現状値 (R5年)	目標値 (R11年)												
③	講習会等参加者 (再掲) 107名	1,100名												

No	意見の概要	意見に対する県の考え方・対応
6	<p>最近、PFAS、PFOA、PFOS と水の安全性についてニュースなどでも報道されています。ペットボトルで色んな水も販売されていますが、食の安全、安心という意味では多くの方が買う水についても気にしている方が多いと思います。毎日飲む水についてはどの様に考えたら良いのか。水の選び方とか安心につながる指標などについても他の食品と同じ様に生産者、消費者に指導などありますか？今後どの様に取り組まれるのか、知りたいです。</p>	<p>(薬事衛生課)</p> <p>ペットボトル等で販売されているミネラルウォーター類は、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」(以下、「規格基準」という)において、化学物質の基準値等の成分規格や殺菌方法等が設定されています。</p> <p>現在、ミネラルウォーター類の規格基準において、有機フッ素化合物(PFAS)の「PFOA」や「PFOS」の基準値等は設定されておきませんが、国においては、水道水の水質基準と同様、ミネラルウォーター類の規格基準にPFOS及びPFOAの成分規格を設定する方向で検討が進められております。</p> <p>県としては、国の動向を注視しつつ、県内のミネラルウォーター類を製造している事業者に対し、規格基準に適合した製品が製造されるよう、引き続き助言・指導を行ってまいります。</p>